

徳川吉宗の小金原鹿狩

——勢子運用の観点から——

横山輝樹

はじめに

本論は江戸幕府八代將軍徳川吉宗（在職一七一六～一七四五）による幕臣への武芸奨励について、特に、小金原鹿狩^{こがねはらしがり}についてその実態の解明と歴史的意義を明らかにしようとするものである。

享保元年（一七二六）八月十三日、朝廷から征夷大將軍の宣下を受け、その後三十年の間、將軍として幕政に臨むこととなった吉宗は、後世「享保改革」と称される幕政改革に乗り出す。判決の基準となる『公事方御定書』の編纂に代表される司法改革、能力主義に基づく足高制の導入や勘定所の整備といった官僚機構の整備、首都圏の再編、町火消の設置や風紀の取り締まりといった市政改革、上米制や新田開発、倭約令、米価調整、貨幣改鑄などの財政再建策、

さらには、国内産業の充実をもくろんだ薬種の調査・栽培、海外の実学導入のための漢訳洋書の輸入緩和に至るまで、その改革は広範なものであった。こうした種々の施策を推進すると同時に、吉宗は当時安逸に流れていた幕臣の気風を引き締めるため、武芸を奨励した。本論で取り上げる小金原鹿狩も、そうした武芸奨励の一環として位置付けられる。

吉宗の年代記である『有徳院殿御実紀』¹（江戸幕府の公式史書である『徳川実紀』の一部）の附録、『有徳院殿御実紀附録』²には吉宗の言動が記録されている。同書には「御家人太平になれて。武芸に³をこたらむ事をなげかせ給ひ。ひたすら講武の事を沙汰せられける」とある。吉宗は戦乱のない江戸時代中期にあって、武芸を奨励⁴することで幕臣を鍛え直そうとした。この試みは、古典的名著である『近世国民史』⁴をはじめとして、吉宗に関する伝記や概説書の類

にあっても言及されているところである。これまでの研究でわかっている吉宗の武芸奨励とは、武芸上覧、狩猟の復興、在野および非幕臣の武芸者の登用、弓馬儀礼の研究と復興、大砲開発、海外武芸の研究・上覧、これに加えて、新刀の開発や馬の品種改良など、多方面に及ぶものであり、それらに関する個別研究の蓄積もある⁵⁾。しかしながら、吉宗による武芸奨励の実態解明、特に幕臣に対する武芸奨励を課題に据えて、これを正面から取り扱った研究は極めて少ないと言わざるを得ない。

歴史学の分野にあつては、司法・行政・財政改革に代表される吉宗の「享保改革」を分析の対象とした研究は盛んであるが、武芸奨励については、改革を推進した吉宗の個人像を描く一端として、半ばエピソード的に取り上げられているにすぎない。

他方、武道学の分野では、日本武道の歴史を通史的に述べる際、武道熱の高まった時代として吉宗期が取り上げられている。特に、弓道史にあつては吉宗による歩射儀礼・騎射儀礼の研究と復興についての言及が見られる⁶⁾。こうした武道学における吉宗研究の一定の到達点として位置付けられるのが、今村嘉雄氏の名著『十九世紀に於ける日本体育の研究』である。今村氏は『徳川実紀』の記述を元に、将軍が直々にその参加者の腕前を観閲する武芸上覧と狩猟について、江戸幕府の歴代将軍ごとにその実施回数と提示するという大きな成果を挙げた⁷⁾。また近年では、菊地智之氏が、紀州藩主として

の時期を含む吉宗の武芸奨励を通じて、吉宗の武芸観を探るという意欲的な研究を発表している⁸⁾。

ただし、こうした武道学における吉宗研究は、日本武道の発展を描くという武道学独自の目的によって研究されたものであり、武芸奨励の内実はまだ踏み込むというものではない。また、吉宗期の武芸奨励と吉宗期以前の武芸奨励とを比較していかなる差異が見出せるのかという点については、今村嘉雄氏によって、量的な意味での変化は明らかになったものの、その量的な変化がいかなる意味を持つものであったのかというところには論が及んでいない。すなわち、吉宗期以前の武芸奨励と吉宗期の武芸奨励との間に質的な変化が存在したのかという点について、これに言及した研究はほぼ皆無であると言わざるを得ないのである。現状の武道学の成果では、吉宗期とは前時代と比して武芸がより奨励された時代、武芸を好む将軍によって武芸が重んじられた時代という評価にとどまらざるを得ず、それは一面で、吉宗による武芸奨励とは、吉宗が将軍である間に限られた、一過性の奨励であったという評価に陥る可能性を含んでいるのである。果たして吉宗期の武芸奨励とは、そうした評価にとどまるものであるのか⁹⁾。

このような問題関心の下、本論では、吉宗の武芸奨励の中でも最大の規模を誇る小金原鹿狩について取り上げようと考えている。小金原鹿狩とは、享保十年（一七二五）三月二十四日、同十一年三月

二十七日、下総国小金原（現千葉県松戸市）において実施された狩猟であり、吉宗による狩猟への取り組みの到達点として位置付けることが可能である。

狩猟とは、元々は食肉を獲得し、衣類や武器、装飾品の材料を確保するための手段であったが、君主（支配者）による狩猟の場合、自らの権威の誇示、民情の把握、害獣の駆除などを目的として実施された。無論、獲物を求めて山野を駆け巡るわけであるから自ずから身体の鍛錬につながり、多人数を動員して実施される狩猟であればそれは軍事訓練にもなった。特に鹿狩（猪狩とも）は大型の獣を大人数で狩る雄大な狩猟であり、身体鍛錬・軍事訓練の意味合いが他の狩猟に比べて一層強い。よって、戦場に赴く機会のある時代の武士であればともかく、戦の経験を積む手段が皆無である太平の世の武士にあつては、狩猟とは戦の場にあつて要求される組織的な行動を学べる絶好の機会であった。吉宗期とは鳥原の乱から百年後の世界であり、現実の戦を知る武士は死に絶えている。そうした状況下、武士に戦の何たるかを学ばせようとするならば、狩猟において他に手段はなかったのである。

さて、吉宗の狩猟について論じた研究は多々ある。しかしそれらは、狩猟の復興による猟場の整備や周辺地域の禁猟政策、鉄炮管理の問題など、狩猟それ自体の研究というよりは、狩猟に関わつて実施された地域政策を分析の主題とするもの、あるいは狩猟にかかる

儀礼についての研究が中心であつて、¹⁰ 狩猟の有する軍事的・訓練的な性格を主題とした研究は、管見の限りほとんど見当たらない。¹¹

そうした現状の中にあつて、高見澤美紀氏の論文「享保改革期における將軍狩猟と旗本政策——享保一〇年小金原鹿狩の検討から」は、旗本の強化策（ひいては將軍権力の強化）という観点から享保十年（一七二五）の小金原鹿狩をはじめとする狩猟を論じた研究であり、本論の立場に極めて近いものといえる。しかしながら同論文は¹² 享保十年の小金原鹿狩を分析の主たる対象としており、同十一年の小金原鹿狩は分析対象としていない。後述する通り、享保十年の小金原鹿狩は翌年の「御試」という位置付けであり、同十一年の小金原鹿狩こそが本番ということになる。また、二度の小金原鹿狩を比べれば規模の面で大きな違いがあり、さらには、後世に伝わつたのは享保十一年式の小金原鹿狩であつた。すなわち吉宗の小金原鹿狩を分析するのであれば、享保十一年の小金原鹿狩を分析対象に加えねば不十分なのである。¹³

こうした先行研究の不足点に基づいて、本論では享保十年の小金原鹿狩、同十一年の小金原鹿狩、いずれをも分析対象とするが、小金原鹿狩に関わるすべての事象を取り扱うことは容易ではない。そこで本論では、享保十年・十一年の小金原鹿狩について、「^{せこ}勢子」の運用、特に將軍御目見（將軍拜謁）^{おめみえ}が許された上級幕臣である旗本による勢子の運用という観点から分析したいと考える。

勢子とは山野に潜む獲物のある一定の場所に追い込む役割を持つ者である（自らが獲物を仕留めることもある）。狩猟においては勢子同士がうまく連携して獲物を追い込むことが要求されるが、前段で述べた軍事訓練としての性格はこの点に負うところが大きい。特に本論で取り上げる小金原鹿狩においては勢子として龐大な人員が投じられており、大規模な軍事訓練ということになる。

吉宗期にあつて勢子を勤めたのは、周辺の村々から集められた百姓に加えて、幕臣の諸部隊であつた。当初は將軍御目見の叶わない御家人で編成された徒組が勢子の中心であり、徒組をはじめとする御家人部隊は歩行勢子、すなわち徒歩で勢子を勤めた。しかし年を経るとともに、騎乗した者が行う勢子、すなわち騎馬勢子が狩猟に動員されるようになる。主に騎馬勢子を勤めたのは五番方の番士であつた。

五番方（書院番・小性組・大番・新番・小十人組）とは騎馬士である旗本で構成され、小十人組を除く他の四番は騎馬部隊であつた。五番方はそれぞれ複数の組を持ち、各組は番頭を筆頭に組頭、その下に数十名の番士（兵員。全員が旗本である）で構成されている。平時にあつては江戸城内の警衛や將軍の護衛、大坂城や二条城といった重要拠点での駐屯などを任務としているが、戦時にあつては幕軍の主力として位置付けられる名譽の役職であつた¹⁴。狩猟において五番方番士が騎馬勢子を勤めるといふことは、騎馬士としての格から

も、戦時において期待される役割からも不可欠のことであつた。小金原鹿狩においては勢子の主役は明らかに五番方の勢子であり、本論で分析対象とする所以はここにある。

さて本論の構成であるが、一では享保二年五月十一日に実施された將軍吉宗にとつて初めての鷹狩について、その際の勢子運用がいかなるものであつたかを中心に論じる。二では狩猟復興後の歩行勢子の複雑化・騎馬勢子の登場とその發展について明らかにする。三では吉宗の狩猟における一つの到達点、すなわち享保十年・十一年の小金原鹿狩について、その実態を分析する。四では享保十一年の小金原以降の動向、特に寛政七年（一七九五）に実施された小金原鹿狩の勢子運用を取り上げ、吉宗の実施した小金原鹿狩が後世にいかん受け継がれたのかを明らかにする¹⁵。

一 鷹狩の復興（享保二年五月十一日の鷹狩）

本論の主題は小金原鹿狩における五番方の勢子運用である。小金原鹿狩のあらましについては『有徳院殿御実紀』をはじめとして様々な古書に記録されており、五番方などによる勢子の活躍も随所で描かれているわけであるが、当初よりそのような勢子運用ができたわけではない。

幾分かの誇張も含まれていると思われるが、『有徳院伝御実紀附

録』には、

近習。外様の輩。年久しくかゝる供奉をもせざりしかば。草鞋はくすべもしらず。腰かゝぐるやうもしどけなし。まして野辺を奔走のさまいとたよはくして。女子婦人のごとく。見ぐるしかりしとなり。其中にし、がりあるべしと仰出されしかば。人々いかなるおそろしきもの出くべきもしらず。とても生て帰るまじと思ひ。つま子などに名残をおしみ。いとまごひの酒くみか¹⁶はして立出けるもありしとぞ。

とある（外様とは外様大名という意味ではなく、小姓や小納戸といった近習＝奥向の衆に対する外の衆、すなわち五番方番士などを意味する）。戦時において幕軍の主力たる五番方番士としてはまことに情けない。しかし実際のところ、吉宗が初めて鹿狩を実施した段階（享保八年の駒場原鹿狩）にはすでに狩猟は何度も繰り返されており、文中にあるような不甲斐なさはそれなりに解消されていたと考えられる。文中の描写を吉宗期の初期（すなわち狩猟が廃絶されて久しい時期）のものであるとするならば、ある程度正確な描写であるかもしれない。

五番方番士のこうしたあり様以上に問題であると考えられるのは、そもそも現役幕臣に勢子経験者がほとんどいないという点である。

享保二年（一七二七）五月十一日に実施された鷹狩は、五代將軍徳川綱吉が廃止して以来、久々の將軍（吉宗）による鷹狩であるが、勢子経験者が現役幕臣に少ないという問題のある中で、どのような鷹狩が実施されたのか。

（二）鷹狩復興に先立つて

幕府にあつて五代將軍徳川綱吉（在職一六八〇～一七〇九）が廃止した狩猟は、吉宗によつて享保二年（一七二七）に再興された。五月十一日、亀戸（現墨田区亀戸）を流れる隅田川のほとりで実施された鷹狩がそれにあたるが、長らく廃絶されていたゆえに、再興するにはそれなりの準備が必要であつた。

正徳六年（一七一六）四月二十九日、七代將軍徳川家継（在職一七一三～一七二六）の危篤に際し、紀州藩主であつた吉宗は江戸城に召され、翌日の家継の死去により徳川將軍家を継ぐこととなつた。朝廷からの將軍宣下（征夷大將軍への任命）は同年（享保元年、六月二十二日に改元）八月十三日であるが、吉宗は將軍就任以前から鷹狩の再興に向けて動き出している。同年七月二十二日、若年寄大久保佐渡守常春に鷹場の再編成や鷹匠の人選を命じたのがその端緒であるが、將軍就任後も着々とその準備を調べていくこととなる。¹⁷ 勢子についても来たるべき鷹狩の実施に向けて調査が始まつた。五月十一日の鷹狩において勢子を勤めた徒組の動向はどうであつた

か。徒組とは將軍拝謁が許されていない御家人で構成された部隊である。戦時には將軍の周りを固める歩卒の親衛隊となり、平時には江戸城の警衛や將軍出行の際の警固を主たる任務としているが、時代を経るとともにその職掌は拡大し、江戸城の御門の修復や江戸城の記録類の編纂など様々な出役（臨時の役）があった¹⁸。狩猟にあっては將軍の警固や先払の他、勢子を勤めることとなる。

享保元年の時点では本丸に十九組が設置されており、各組は徒頭一名、徒組頭二名、徒二十八名で編成されていた。徒組の動向については、『御徒方万年記』という、徒組の業務日記や御用留を基に編纂された編年の記録集が残っており（寛政九年以降に編纂）、吉宗期の鷹狩についても記述がある¹⁹。

五月十一日の勢子に先立って、同年四月二十一日、徒組の勢子の稽古が実施された。さらにそれに先立つ同年二月二十五日、若年寄大久保佐渡守常春から徒組建部甚右衛門広次に指示があった。雲雀を獲物とする鷹狩（雲雀鷹）、鶴（梅首鶴）を獲物とする鷹狩（鶴鷹）、白鳥を獲物とする鷹狩（白鳥鷹）に際しての勢子について、古株の徒でそれを知っているものがあるであろうから、調査してその報告を提出するようにとのことである²⁰。

そこで建部は他の徒頭に対して廻状を出し、それぞれの組内でそういう徒がいるかどうかを調べ、報告するようにと連絡したわけであるが、その結果を受け、大久保常春から三月三日に再度指示が

あった²¹。

雲雀鷹・鶴鷹の勢子を勤めた者はいないが白鳥鷹の勢子の補助をした者がいるということはわかった。（しかし）父親が勢子をした者はいるのである。（あるいは）父の親類で勢子をした者、またはその様子の記録もあるであろう。雲雀鷹・鶴鷹は絶えてから（そこまで）久しいわけではない。厳有院様（四代將軍徳川家綱、在職一六五一―一六八〇）の御代にも実施されたのであるから、自分が勢子を勤めていなくても、父やその親類が勢子を勤めた者、その記録もあるはずである。しっかりと調べて報告するように他の徒頭へ通達せよ。およそこのような指示である。常春は「久敷儀にて茂無之候」とは言っているが、やはり断絶の影響は思いのほか大きかったと思われる。

こうした指示を受け徒頭から再度報告があったはずであるが、どのような内容であったかは定かではない。しかし、後述するように、五月十二日の鷹狩の御拳（將軍が鷹で捕らえた獲物）に鶴が含まれており、再調査によって鶴鷹に関する情報が得られたものと推察される。

徒組に対しては右のような調査と同時に、来たるべき鷹狩に備えて勢子の稽古も命じられている。『御徒方万年記』によれば享保二年四月二十一日、同二十二日、五月八日に勢子の稽古が実施されたとあり、そのような勢子稽古の記述は五月十二日の鷹狩以降も度々

散見される。

一方、本論で分析対象としている五番方の動向はどのようなものであったか。五番方の中で五月十二日の狩猟に供奉したのは両番（書院番、小性組、両組は五番方の中でも特に格が高いためこのような呼称がある）と小十人組であり、大番と新番についての記述は見当たらない。

同年五月七日、目付稲葉多宮正房を通じて、大久保常春から両番頭（書院番・小性組の番頭）に対して、吉宗の狩猟の際、両番頭は御成（往路）の際と還御（復路）の際に一人（とその組下の番士も含まれるであろう）御供をするはずであるが、このことを相談しておくようにとの指示が出た。この指示について不明な点があったので両番頭から常春に聞き直したところ、吉宗の鷹狩の際、御供をする両番頭の間で申し合わせ、一人は鷹場への御成に御供をし、一人は現地（隅田川木母寺辺）まで先行して還御の御供をせよとのことであった。²³ このやりとりについては「此以後、御鷹野之節、両番頭_者御成御供、_者還御之御供相勤候」との注釈がついており、鷹狩の御供については往還一名（二組）ずつの分担が定例となったことが窺える。なお、同日の鷹狩においては、当初は小性組頭稲葉下野守正冬（と同組番士）が御成の御供、書院番頭酒井因幡守忠隆（と同組番士）が還御の御供をするはずであったが、正冬の体調不良のため、御成の御供は小性組頭戸田若狭守正峰（と同組番士）がす

ることになった。²³ また、番士の勢子については五月九日に大久保常春から両番頭に出された御供に関する指示の中で、「御先_三御差図可被成候へとも、兼_而相心得可被在之」とあり、現地にて勢子を勤める含みが持たされている。²⁴

（二）鷹狩当日

さて、享保二年五月十一日における鷹狩の様子、特に勢子の様子はどうなるものであったか。『徳川実紀』の作成にあたり、御用部屋日記を土台として作成された幕府の記録である『柳営日記』同日の条には

十一日

卯后刻為御鷹野亀戸角田川辺_江被為 成申下刻 還御

但御代替始_而之 御鷹野初り也、御物数梅首鶏_{十六}、御膳

所木母寺、御供佐渡守

初而御鷹野二付

御供之面々御酒被下之

とあるのみで、詳細はわからない。そこで、国立公文書館所蔵の『享保遠御成之記』、『享保遠御成一件』という二種類の記録から当日の鷹狩について把握を進めようと考ええる。『享保遠御成之記』（内

題「享保遠御成記」は享保二年五月十二日の鷹狩から同七年十二月三日の鷹狩まで、『享保遠御成一件』は同じく同三年八月二日の鷹狩までの記録である(ともに筆者不明)。いずれも『有徳院殿御実紀』には典拠の一つとして挙げられており、信憑性は高いと考えられるが、両書の記載には一つひとつの狩猟についての情報量、内容に若干の差異がある。両書にあつて当日の勢子についてはどのように書かれているか。

『享保遠御成之記』同日の条には以下の通りに記されている。

一、同六半時 出御、両国橋迄御駕籠^ニ、御上り場^ニ御船麒麟丸被為 召、御船路^ニ堅川通^ニ、御船中^ニ鶴御鉄炮^ニ被為 遊候処、胴中^ニ中り止ル、亀戸天神橋際新規御上場^ニ御歩行^ニ、天神御腰掛^ニ被為 入、御腰掛^ニ出御^ニ、水神森^ニ拾間程隔御床机建、土手之上^ニ御先供^ニ・小十人組^ニ・両番之頭^ニ共、遠勢子^ニ之御差^ニ図^ニ有^ニ之、上意酒井因幡守承之、夫^ニ、葭沼^ニ被為^ニ、成候、葭沼^ニ之勢子^ニ、林藤四郎^ニ・雀部新六郎^ニ組御徒^ニ二組^ニ追立^ニ、御拳^ニ之鶴五ツ

『享保遠御成一件』同日の条には

一、天神^ニ 出御、葭沼^ニへ被為 成、水神森^ニ二十間程隔土手

上^ニ御床机居、御先^ニ御供^ニ・両御番^ニ・小十人組^ニ共、遠勢子^ニ也、尤御差^ニ図

上意酒井因幡守承之、御前^ニ三十間程隔、東之方列座固之 一、御先^ニ御供^ニ者、天神門前町屋前通、御鷹匠頭戸田五助・小栗長右衛門、御鳥見与頭海野新五左衛門・関口三左衛門、御鳥見若林平左衛門・戸口庄右衛門・内山源五右衛門、樋口九十郎、御供^ニ口文右衛門・佐山善三郎、天神橋^ニ五拾間程天神之方^ニ平伏仕、御目見、夫^ニ三右衛門儀^ニ何^ニ同道^ニ、葭沼^ニ罷越、場所之差引仕候

一、葭沼^ニ之勢子^ニ、御徒二組林藤四郎・雀部新六郎、稻葉多^ニ宮^ニ、上意^ニ有^ニ之、御勢子^ニ相廻^ニ可^ニ申旨^ニ、多^ニ宮^ニ差^ニ図^ニ仕、勢子^ニ御徒^ニ二組^ニ、葭沼^ニ入、御前^ニ御鷹^ニ被為 据、勢子^ニ二通追候得共、鶴不出、三勢子^ニ目^ニ葭刈^ニ拔^ニ之場^ニ、鶴一ツ出、鶴^ニ一ツ出^ニ、御拳^ニ捉、夫^ニ御拳^ニか鶴四ツ、葭沼^ニ中程^ニ未^ニ之方、勢子^ニ徒^ニ之者不^ニ馴^ニ精^ニ出^ニ可^ニ申旨、林藤四郎^ニ上意^ニ有^ニ之節、早速葭沼^ニ入、御徒^ニ之者精出候^ニ様^ニ也、上意^ニ難^ニ有^ニ可^ニ奉^ニ存^ニ旨、大音^ニ為^ニ申^ニ間^ニ候、一段御機嫌^ニ宜、難^ニ有^ニ由^ニ林藤四郎^ニ御直^ニ御礼^ニ申^ニ上^ニ候

とある。両書からはこの時の勢子が二種類あったということがわかる。第一に「御先御供」である鷹匠・鳥見役と両番・小十人組による勢子、第二に徒組による勢子。『享保遠御成之記』の記述にあつ

ては第一・第二の勢子の関係がいまいち判然としないので、『享保遠御成一件』の記述からそれを探ろう。

吉宗は天神（亀戸天神）を出て、葭沼に赴いた。水神森から二十間（三十六メートル）ほど隔てた土手に床机を据えた。それから吉宗は鷹匠や鳥見といった「御先御供」（御成先に先行して赴く）と両番・小十人組番士に「遠勢子」をさせた（直接の指示は書院番頭酒井忠隆による）。「遠勢子」の意味が判然としないが、葭沼に鶴が集まるように遠巻きに追い込んでいく勢子という意味であろうか。次いで、葭沼の勢子を徒組（林藤四郎組・雀部新六郎組）が勤めた。吉宗の上意を受けた目付稲葉正房が差図を出し、徒組二組は葭沼の中に入った。この時、吉宗は鷹を放つ体勢をとっている。徒組二組は二度にわたって葭沼の中を追い込んでいったが鶴は出ない。三度目の追い込みの際、葭沼の葭刈場に鶴が一羽出た。吉宗は鷹を放ちその鶴を捕らえた。それから吉宗は鶴四羽を得た。葭沼の真ん中から未の方角（南西）で勢子を勤める徒が不馴れでもっと励ませるようにと徒頭林藤四郎忠勝へ上意があった。そこで忠勝は葭沼に入り、御徒の者にもっと懸命に勤めよとの上意があった、ありがたく思えと大音声で指示を出した。この様子に吉宗は満足し、忠勝も直ちにお礼を申し述べた。

五月十二日の鷹狩における勢子の活躍は以上の通りである。

（三）勢子の主役

『享保遠御成一件』の記述からわかるのは、当日の勢子の主役は徒組であって、鷹匠や鳥見、両番・小十人組の番士はその補助に回っているということである。事前に葭沼に鶴を追い込んだからこそ葭沼の追い込みが可能になったともいえるが、やはり重要度においては徒組による勢子には劣るといえる。このことは鷹狩の後の褒賞の内訳からも忖度できる。

鷹狩の翌日の十三日、若年寄大久保常春、小納戸桑山内匠頭盛政・松下専助当恒、鷹匠頭戸田五助勝房に褒美が与えられるが、『有徳院殿御実紀』十三日の条から判断すると、これは当日までの鷹狩の準備や当日の鷹狩全体に関わる褒賞であって、勢子に関係したのではない⁵⁵。問題はその三日後、五月十六日の褒賞である。

『柳營日次記』同日の条には「十一日初^前御鷹野被為 成候、御用相勤候者へ御褒美被下旨、於右筆部^{（鼠火）}縁類・躑躅之間・焼火之間、山城守出座、申渡之」との一文に続いて褒賞を与えられた者が列挙されているのであるが、褒賞を与えられたのは目付二名、徒頭四名、船手四名、関東郡代一名、鷹匠頭二名、同組頭一名、鳥見組頭十六名、これに加えて褒賞された徒頭の率いる徒組四組の徒組頭七名に徒九十七名、これに別の徒組の徒十名。以上である。

褒賞が与えられた徒頭とは林藤四郎忠勝、雀部新六郎重賢、菅沼図書正直、金田惣八郎正在である。『御徒方万年記』によればこれ

ら四人の徒頭、およびそれぞれが率いる徒組は当日の鷹狩において勢子を担当している。菅沼正直・金田正在は当日の鷹狩にあつて林忠勝や雀部重賢とは別の場所で勢子をする事になつていた。同じく徒頭の長田三右衛門元鄰（とその配下の組）は当日江戸城大手門から両国橋までの警備を担当していたが、勢子の人員を増やすため、配下の徒十名を勢子を担当する四組に廻していた。また、徒組に対する褒賞の記述には「初^前御鷹野御成之節、勢子勤^付被下之」（『柳営日記』享保二年五月十六日の条）とあり、徒組にあつては勢子を担当した者のみが対象となつてゐることになる。

他方、同じく「勢子」を勤めたはずの書院番や小十人組にあつては褒賞が与えられた形跡はない。無論別の日に改めて褒賞が与えられた可能性も考えられるが、管見の限りその事実もない。当日の両番・小十人組による勢子が稚拙であつたゆえに褒賞されなかつたといふことは考えられない。なぜならば勢子を担当しつつも出番のなかつた菅沼正直や金田正在、およびその配下の徒組が褒賞されてゐるからである。要するに、十二日の鷹狩において両番や小十人組が勤めた勢子と徒組が勤めた勢子とは、元々重要性において差があり、それゆえに褒賞に値する手柄とは見なされなかつたといふことが考えられるのである。

以上が五月十二日に実施された初めての鷹狩における勢子のあらましである。実質的に徒組による勢子のみで始まつた吉宗期の狩猟

であるが、徐々に勢子に参加する役職は増え、さらには組織的な動きも固まつていく。その一定の到達点であるのが享保十年、十一年の小金原鹿狩ということになるが、二では小金原鹿狩に至るまでの勢子の展開について論じる。

二 勢子の展開

享保二年（一七一七）五月十二日に実施された鷹狩にあつては、勢子の主役は徒組であり、両番番士や小十人組番士はその補助としての役割にすぎなかつたことを確認した。しかしこの後に繰り返される狩猟、特に小金原鹿狩にあつては多数の五番方番士が勢子として動員されている。

五月十二日の鷹狩にあつて、両番番士が騎馬勢子を勤めたかどうかは不明であるが、旗本であるとはいへ歩行武者で編成されてゐる小十人組とともに勢子を勤めたのであるから、息を合わせる上でも歩行勢子であつた可能性が高い。騎馬勢子ほどの段階で登場したのか。二では、享保二年五月十二日以降の狩猟について、『享保遠御成一件』や『享保遠御成之記』『柳営日記』などから勢子の記述を抽出し、それを探らうと考える。

また、冒頭でも述べたが、獲物を追い出すのが勢子である以上、勢子が互いに勝手な行動をとることは許されない。勢子各自の連携、

言い換えれば効率的な勢子の運用こそが狩猟成功の鍵となるわけである。小金原鹿狩にあつては高度な勢子の連携が見出せるわけであるが、当然のことながら一朝一夕でそれが可能になるわけではない。享保十年・十一年の小金原鹿狩に至るまでの狩猟にあつて、その経験が積まれたからこそ勢子の効果的な運用が実現したのである。

そこで(一)では騎馬勢子が狩猟の場に登場するまでの動向、特に歩行勢子の運用についてその変化を明らかにする。(二)では騎馬勢子の登場以降、享保十年の鹿狩に至るまでの歩行勢子・騎馬勢子の運用について分析する。(三)では享保八年三月二十二日に駒場野(現東京都目黒区)において実施された鹿狩について論じることにする。

(一) 歩行勢子の複雑化

① 享保三年三月十三日の追鳥狩

享保二年五月十二日の鷹狩から数日後の十八日、吉宗は再び鷹狩に赴く。勢子を勤めたのはやはり徒組(永田弥左衛門組、雀部新六郎組、牧野新六郎組)であり、両番番士や小十人組番士が勢子を勤めたことを窺わせる史料はない。小性組に関わる命令や申し合わせ事項を記載している『御小性組方例書私録』にも、当時の狩猟に関しては御供に関わる申し合わせばかりが記録され、勢子を云々といった文言は見当たらない。よって、吉宗の狩猟復興段階にあつて両番

番士に期待されたのは吉宗の警固などであつて(両番番士の通常業務である)、勢子に関わるものではなかったといえる。

こうした両番の扱いの一方で、小十人組は旗本部隊であるとはいえ、徒組と同じく歩行武者で編成されていたという性質のゆえか、勢子を命じられた時期が両番よりも早い。享保三年(一七一八)三月十三日に実施された追鳥狩にあつて、小十人組は徒組とともに勢子を勤めているのである。なお、『貞丈雜記』に「追鳥狩の事、今將軍家にて行はるゝは雉子の居る野原を馬にてせめぐり六尺斗の竹杖にて馬上より打殺を追鳥狩と云。此名目古代聞えず。追鳥狩は古代のふせ鳥の遣る物歟。古代のふせ鳥は野中に雉子・うづらの居るを馬上にて乗廻し射るを云也」とある通り、追鳥狩とは騎乗して行う狩猟である。

『享保遠御成之記』によると、当日「遠勢子」として広い範囲から獲物を追い込む役割を担ったのは、鷹場にある村々から動員された二千人(『有徳院殿御実紀』では三千人)とあり、相当の規模であるといえるが、幕臣による勢子はどうであつたか。

一、五時過志村延命寺^江被為 入、夫々蓮沼村古川筋御鷹狩、古川^二小鴨式ツ 御拳有之、夫々志村之台御腰掛所^江被為成候、御前を小十人組、其次御徒組、遠勢子^者村々百姓共、御鳥見差引仕、戸田川向^三伊奈半左衛門家来罷出、百姓勢

子ヲ指引仕候、雉子追鳥 御差図有之、段々御腰掛之方^江
追寄候得共、寄兼、所々^二百姓共打殺、或^者手取仕差上申
候「以下略」

右によると、当日吉宗は鷹狩をした後で追鳥狩をしたらしい。志村（現東京都板橋区志村）に設置された腰掛所（追鳥狩の際に吉宗がいるところ。休息所でもある）に赴いた。吉宗の「御前」は小十人組、次いで徒組が固め、勢子の命令を待っている（御供をしているはずの両番は勢子を勤めていないようである）。遠くから吉宗のいる腰掛所まで鳥を追い込むのは周辺の村々から動員された百姓二千人（三千人）。これを鳥見役が指揮した。また、戸田川の間こうには関八州の天領（幕府領）を統括する関東郡代伊奈忠達の家来が出て、百姓の勢子を指揮している。雉子を追い立てよとの吉宗の指揮により、段々腰掛所の方に鳥を追い立てていったが、うまくいかない。そこで百姓は所々で雉子を打ち殺し、あるいは生け捕りにして吉宗に献上したとのことである。

勢子運用に若干の混乱はあったものの、『柳営日記』同日の条によれば獲物は雉子が一六四羽とあり、まずまずの成果であったといえようか。吉宗にとつても小十人組や徒組の勢子の勤めぶりは合格点であったようで、『柳営日記』によると追鳥狩のあった二日後の十五日、徒頭八名、小十人頭三名は「追鳥狩初^而勢子被 仰付

所、何も差引宜仕、御慰^二相成候」ということで時服二領を与えられている。ただし、前述の通り、本来の追鳥狩とは騎乗した者によって行われる狩猟であり、同日の追鳥狩が不完全な形であったことは否めない。発展途上段階ということであろう。

②享保三年十月二十七日の鷹狩

書院番による勢子の様子が見出せるのは同年十月二十七日に実施された鷹狩である。同日の鷹狩について、『有徳院殿御実紀』同日の条には「両番の士、小十人等。巻勢子を仰付られ。御みずから騎士歩卒の進退を指揮し給ひ。また鶉をもちり得給ふ」とある。文中の「騎士」とは両番番士、「歩卒」とは小十人組番士を意味していると思われるが、『享保遠御成之記』同日の条でそれを確認してみよう。

一、「前略」小十人組・両番共^二巻勢子并^二扨勢子^二両様^二人分^二ケ被
仰渡、鶉有之、御犬入候所^者巻勢子百人余^二も取巻、御犬
入 御拳有之候、鶉出兼候所^者扨勢子^二、蕎麦畑^二、芝
場^二一押、竹杖^二歩行^二ながら扨申候、「以下略」

右によれば、当日の鷹狩にあつて勢子を勤めたのは両番・小十人組の番士であり、当日の獲物の様子により二通りの勢子をするよう

に指示があった（おそらくはこれが「御みずから」の指揮の意味である）。すなわち、鶉が（とわかって）いて獵犬を使える場合は、勢子は周りを固め（「巻勢子」、そこから鶉を逃がすな）、犬を放つて吉宗が鷹を放つ。鶉が出てこない場合は蕎麦畑であっても芝畑であっても勢子が分け入って鶉を追い出せ。その際は歩きながら竹の杖を払って鶉を追い出せ（「払勢子」）。およそこのような命令が勢子の両番・小十人組の番士に下されたのである。

ここでわかるのは、両番番士も徒歩で勢子を勤めているということ（「竹杖」^二歩行ながら払申候）、状況による勢子の運用方法の変化が見出せるということ、以上の二点である。

第一点については、両番番士の乗馬技術が拙劣であったことが原因であろう。同日の鷹狩以前、すでに吉宗は両番番士を対象として馬術上覧を実施し（享保二年十月二十三日）、番士の乗馬技術向上に努めているが、いまだ効果が現れていない段階であった。

享保四己亥年五月廿三日

御支配方御列座、岡部左衛門佐・酒井対馬守五、石川近江守殿被仰渡候

於吹上一昨日廿一日、兩人組乗馬被、仰付候処、未熟成様子、あやふみ候乗形三、常々馬取扱不申様相見へ候、其内左様無之も相見へ候、或者乗損候歟、落馬等之義者可有

之事三付、乗形取繕見分能様三候との義三八無之候、兼々弓馬稽古之義被、仰出候処、無心懸故と被、思召候、向後相嗜候様可相心得之旨、兩人江被仰渡候様、右御番衆招呼可申渡之由、被仰聞候

一、右之趣三候間、弓馬之義、弥無油断相嗜可被申候、当秋弓馬可致見分候間、其趣可被相心得候、五十以上之面々も弓馬見分之節罷出可被相勤候

五月

右は若年寄石川近江守総茂から書院番頭岡部左衛門佐盛明・小性組番頭酒井対馬守重遠への仰渡の記録である。²⁷享保四年（一七一九）五月二十一日、吉宗は江戸城吹上御庭に赴いた際、岡部・酒井両組番士の馬術を上覧したらしい（『柳営日次記』や『有徳院殿御実紀』では確認できない）。吉宗の見たところ、その乗り様まことに未熟であった。これは弓馬の稽古をせよという前々からの命令を等閑視しているからであろう、今後は組下の番士に馬術を稽古させるよう兩人に伝えておけ。石川総茂（および若年寄）は岡部・酒井兩人を呼び出し、吉宗の意向を伝え、同年の秋、配下の弓馬見分をするように命じているのである。前段で述べた通り、同二年の時点で馬術上覧が実施されているわけであるから、両番番士の一部には優れた乗り手がいたと考えられるものの、両番番士全体としては馬術に未熟

な者が多かったと推測される。よって、同三年十月二十七日の鷹狩で騎馬勢子を編成するのは難しかったということになる。『有徳院殿御実紀』の記述にあつては「騎士」と書かれているが、それは両番番士の身分としての表記であり、当日の勢子にあつて騎馬勢子を勤めたというわけではないのである。

また、第二点については、わずかながら複雑な命令が与えられているということがわかる。状況に応じた勢子の働きが求められているということである。管見の限りではこれまでの狩猟にあつて勢子にそのような命令が出された形跡は見当たらず、おそらくはその場の判断によつて勢子をしていたものと考えられる。これに対して、十月二十七日の鷹狩にあつては幾分かの組織的な運用がここで見られるのである。

③享保四年三月一日の追鳥狩

わずかながら組織的な勢子の運用が見られた享保三年（一七二八）十月二十七日の鷹狩の後、次の変化が見られるのは同四年三月一日の追鳥狩である。この時の勢子は小十人組と徒組が担当した。

鳥を追い詰めよとの吉宗の差図があるとともに法螺貝が鳴り、徒組の勢子が動き出した。その時法螺貝が三度鳴り、小十人組の勢子も動き出した。さらに法螺貝が二度鳴り、徒組・小十人組はその陣形（行列）のまま吉宗の方に獲物を追い詰めていくのである。

また、当日の勢子、すなわち徒組・小十人組はそれぞれの組ごとに「印」（幟か旗のようなものであるか）を立てている²⁸。

法螺貝によつてそれぞれの勢子の動く時機について吉宗が直接指揮を与え、「印」によつて勢子それぞれの把握をする。いずれも勢子の効果的な運用を見越してのものである。着々と歩行勢子が組織的な動きを備えていく様子が窺えるわけであるが、さらに大きな変化が享保六年三月二十五日、同九月二十三日の狩猟に現れる。

④享保六年三月二十五日の鷹狩

享保六年（一七二二）三月二十五日の鷹狩にあつて勢子を勤めたのは徒組三組、および周辺の村々からの百姓数百人、これに鳥見役と伊奈忠達の家来が加わっている。当日の勢子に対しては赤白の「目印」と法螺貝による指揮、あるいは始動時刻の設定が見られる²⁹。

赤白の「目印」であるが、これは徒組の勢子に対する指揮に使用されている。当日の勢子を勤めた徒組（牧野新平組・長田三右衛門組・松波甚兵衛組）に対しては赤白の「目印」が与えられた。右の勢子を勤める組を赤、左の勢子を勤める組を白というように定め、赤白の印が吉宗の御前で振られた際には右の勢子が動き、白目印が御前で振られた際にはそこにとどまる。御前の目印が止まった場合は横に展開する。このような指示が御前からあつた場合には、「了解」の意味を込めて赤でも白でも目印を徒組の方で振りながら

獲物を追い詰めていく。このような指示が三人の徒頭に小納戸の松波当恒から与えられたということであるが、おそらくは吉宗の意向によるものであろう。

また、百姓の勢子（遠勢子であろう）については鳥見役や伊奈忠達の家来が現場の指揮にあたっているが、全体としての指示は御前からの法螺貝によってなされた³⁰⁾。百姓の勢子は二つに分かれていた。橋場の方は百姓勢子が百人、これを鳥見役の三人と伊奈忠達の家来三人が指揮をした。また、白鳥池の方は百姓勢子が三百人、これを鳥見役十人と伊奈忠達の家来五人が指揮をした。前者にあつては吉宗が御狩場に来る前、五ツ（午前八時頃）の鐘を聞いた時点で大川畑まで獲物を追い詰め、元の場所に戻った。後者は合図の法螺貝を聞き次第、勢子が声を上げて獲物を追い詰め、さらに法螺貝が三度鳴った段階で獲物を追わせた。

このように、百姓の勢子に対しても徒組の勢子に対しても運用方法に効率化が図られている。これが三月二十五日の鷹狩に見られる変化である。

⑤ 享保六年九月二十三日の鷹狩

享保六年（一七二一）九月二十三日の鷹狩にあつては、いよいよ騎馬勢子が登場する。これまでに取り上げた通り、狩猟の模様について詳細に記録している『享保遠御成之記』にあつて、初めて騎馬

勢子についての記述が見られるのである（享保六年九月二十三日の条）。享保二年五月十一日の狩猟復興以来、初めての騎馬勢子導入であつたと思われる。

一、御小性衆・御小納戸衆拾八人程乗馬被、仰付、鶉落候所ヲ取巻、御前^{二番}中^{三番}御乗馬、御犬入、夫故七時過、駒場御立場之内、仮御腰掛所^江被為入、御丸御弁当相廻、御勢子之御番衆、小十人迄、御前^{三番}御酒被下之、此内、御供廻御配出ル〔後略〕

同日の鷹狩にあつては、吉宗の側近である小姓・小納戸が騎馬勢子を勤めた。鶉が降り立ったところに馬を走らせて追い出すという役目である。さらにこの鷹狩にあつては吉宗自身も騎乗し、勢子を指揮している。なお、「御勢子之御番衆、小十人迄」という文言についてであるが、『有徳院殿御実紀』同日の条には「騎歩の勢子をつかふまつりし両番。小十人組の番士」とある。この一文に従えば、両番番士も騎馬勢子を勤めたということになるが、そうであるならば、『享保遠御成之記』にあつても、小姓や小納戸による騎馬勢子の描写とともに両番の騎馬勢子の様子が記されているはずであろう。よつて、この日の騎馬勢子に両番番士が加わっているということは疑わしいのであるが、いずれにしても騎馬勢子の導入があつた同日

の鷹狩は、両番番士による騎馬勢子の導入にとって大きな一歩であったことは間違いない。翌七年三月の追鳥狩には両番番士（および大番番士）による騎馬勢子が実現するのである。

（二）騎馬勢子・歩行勢子の発展

① 享保七年三月十八日の追鳥狩A（勢子の規模）

（一）の⑤で取り上げた通り、享保六年（二七二二）九月二十三日の鷹狩において、小姓・小納戸による騎馬勢子が投入された。同日の鷹狩にあつては両番番士も勢子を勤めているものの、歩行勢子である可能性が高いのであるが、どうやらこの鷹狩以降、両番番士による騎馬勢子も実現に向けて動き出した模様である。

（二）の②において、享保四年段階では両番番士の乗馬技術がいまだ未熟であつたということを指摘した。享保四年五月二十三日、書院番頭岡部盛明・小性組番頭酒井重遠に対してその配下の番士の乗馬技術が未熟である点が指摘され、番士に馬術稽古を促すように指示が出されている。吉宗は番頭にこのような注意をする一方で、同五年二月二十三日、同六年二月十五日、同七年三月九日に五番方番士を対象として馬術上覧を実施し、自ら番士の馬術出精を促した。こうした取り組みにより五番方番士の乗馬技術の向上が実現したのであろう、同七年三月十八日の追鳥狩には五番方番士による騎馬勢子が実現している。

同日に実施された追鳥狩に動員された勢子の規模は、『柳営日記』同日の条に「惣勢子人数五千人程、外二百性勢子四千人計り」とあり、その内訳は「小性組不残、小十人組不残、御徒方不残」とある。また、『有徳院殿御実紀』同日の条には「小姓組。小十人。徒士組々の勢子すべて五千人。農夫の勢子も四千人なり」とある。九千人という膨大な勢子が動員されたということになるが、腑に落ちない。小性組は当時八組で一組につき定員五十名、小十人組は当時十組で一組につき定員二十名、徒組は当時十九組で一組につき定員二十八名。各組は定員通りに揃っているというわけではないが、すべての組が定員一杯に揃っていると仮定しても、小性組番士の総数が四百人、小十人組番士の総数が二百人、徒の数が五三二人。すべてを足しても千人を超える程度である。さらに、『享保遠御成之記』によると勢子を担当した徒組は十組で、一組につき二十五名とある。よって、どれだけ多く見積もっても千人程度なのである。五千人にはほど遠い。仮定にすぎないが、本来は百姓勢子を合わせた総数が五千人で、百姓勢子四千人を除いた約千人というのが小性組番士・小十人組番士・徒で構成された勢子の人数であつたのではないか。それを『柳営日記』の作成者が誤読し、『有徳院殿御実紀』にも影響してしまったということが考えられる。九千人という勢子の数は信じられないが、大人数が勢子に動員されたことだけは間違いないようである。

また、騎馬勢子を勤める者が三十三名いる。騎馬勢子の内訳であるが、『柳宮日次記』同日の条には目付一名、小納戸一名、徒頭二名、書院番組頭一名、小性組組頭一名、書院番番士六名、小性組番士十一名、小十人頭三名、大番番士七名、計三十三名とある。気になるのが大番番士七名であり、同日の追鳥狩まで大番番士が狩猟に関わった事例は見当たらない。勢子の対象とする範囲が広がりつつあるということであろうか。また、前段五千人の勢子に含まれる小性組番士については、騎馬勢子ではなく歩行勢子として追鳥狩に動員されたものと考えられる。

三十三名の騎馬勢子の指揮についてであるが、『御小性組方例書私録』「弓馬并水稽古之事」に「松平内匠頭・酒井日向守騎馬跡乗、差引いたし候筈候間、左様可相心得候事」とあり、小性組番頭酒井日向守忠佳と書院番頭松平内匠乗園がその任にあたったということがわかる。

②享保七年三月十八日の追鳥狩B（騎馬勢子の運用）

さて、騎馬勢子三十三名は、十八日の追鳥狩でいかなる働きを見せたのか。追鳥狩の二日前である三月十六日、酒井忠佳宅において、小性組組頭小菅猪右衛門正親（高木伊勢守組）の立ち合いの下、騎馬勢子を勤める小性組番士に対して申し渡しがあった。

申し渡しには勢子に関わる条項が含まれている。その中から二点

を抜粋し、現代語訳を以下に載せておく。

a 雉子が野原に降り立った時は、拍子木を合図に雉子を追い立てて、馬の頭は御前（吉宗のいる方向）に向けておく。再び拍子木が鳴ったら元の場所に返ること。³¹

b 雉子が御立場（吉宗のいる所）から外れ、二町（およそ二百メートル）ほども向こうに降り立ったならば、扇の合図によって、右の方に雉子がいる場合は小納戸松下当恒を先頭にその場所に向かう。この際、騎馬勢子は一列になって乗り出していき、松下当恒が馬を止めたところでいずれも馬を並べ立て、御前の方へ雉子を追い立てよ。左の方に雉子が降り立った場合は小十人頭能勢頼成を先頭にして、同様によ。

ただし、雉子を追い立てた後は拍子木を合図に一列になつて元の場所に戻ること。また、馬を駆けさせる時、速い馬に乗っている者は前を走っているものを抜かさなように。遅い馬に乗っている者は後ろが混み合わないようによく走らせること。前を走っている者が遅い場合は声をかけて速く走らせるように言うこと。³²

雉子を追い立てる際に生じるであろう状況ごとに、騎馬勢子がど

のような行動をとるべきか細かく定められ、拍子木や扇で指示を受けていることがわかる。また、騎馬勢子全体がまとまって動くように命じられている点も特徴的である。bのような指示が出ているということは、騎馬勢子を勤める番士に相応の乗馬技術が備わっていたと考えられる。享保七年三月十八日の段階で馬術上覧がすでに数回実施されていることも考え合わせると、番士の乗馬技術が向上しつつあるということであろう。『享保遠御成之記』同日の条に「川向浮間之芝地^ニ者騎馬之勢子三拾五人、松下専助頭取^ニ、雉子落込候節、御前之方^ニ騎馬^ニ追乗寄申候」とある通り、当日も騎馬勢子の面々は事前の指示通りの動きを見せているのである。

③ 享保七年三月十八日の追鳥狩C（歩行勢子の運用）

歩行勢子についてはどうであったか。歩行勢子を勤めた小性組番士にどのような指示が出たのかは不明であるが、『柳営日次記』同日の条には小十人組と徒組への指示が記録されている。進退の合図には法螺貝と赤白の魔が使用された。(一)の④で享保六年三月二十五日の鷹狩にあつては赤白の「目印」が使用されたということを取り上げたが、今回の場合は赤白の魔が使用されたらしい。また、合図に対して一同声を上げて押し出すこと、踏みとどまる位置、鳥を追い出す際の発声など、指示は多岐にわたる。³³⁾さらに、当日勢子に出た徒組十組は、箆に紙をはったものを棒にくくりつけ、組ごと

に色分けされた印を伴った(それぞれの組ごとの印の違いについて、いささか不明な点もある³⁴⁾)。

各組に印を立てること、法螺貝(や魔)で進退の指示が出ること、状況ごとに分けられた指示内容、いずれも相当に高度な水準で歩行勢子が運用されていることがわかる。

どうやら小十人組や徒組による歩行勢子の運用については、この時点で一応の完成を迎えたようである。この後の変化としては、拍子木による進退の指示が加わったということ(享保七年四月十一日の鷹狩)、歩行勢子各組が青い采幣を立てるようになったということ(享保七年九月十八日の鷹狩、同日の騎馬勢子は赤い采幣を背中に差した)がある程度である。

④ 騎馬勢子の充実、鹿狩の実施

三月十八日の追鳥狩以降、騎馬勢子が動員された狩猟は度々散見され、騎馬勢子の定着が窺われる。狩猟ごとに動員数に増減はあるものの、例えば享保八年十月三日の鷹狩では、百人以上の騎馬勢子が動員されている(小納戸三名、徒頭六名、小性組番頭三名、同組頭二名、同番士五十名、書院番組頭三名、書院番番士五十名。『柳営日次記』同日の条)。

騎馬勢子を勤めた百人の両番番士は、同年八月十二日に大久保常春から両番頭に出された指示によって選出された。両番各組から

五名ずつ、さらに十名が加わって、騎馬勢子に編成するという方式である。³⁵⁾

享保二年の鷹狩以来、歩行勢子・騎馬勢子ともに充実の方向で展開していく中で、新たな狩猟が実施された。それまでの狩猟が鳥を獲物とするものであったのに対し、鹿や猪といった大型獣を獲物とする鹿狩が享保八年三月二十二日に武蔵国駒場野（現東京都目黒区）で実施されたのである。³⁶⁾ 同日の鹿狩は將軍の鹿狩について種々の史料を集めた『大狩盛典』（嘉永五年編纂、国立公文書館所蔵）に「大猷院殿以来中絶、今日再興」とある通り、家光以来久々の実施ということになる。高見澤氏はその対象とする獲物の種類（鹿や猪といった大型獣）や勢子の運用などといった点から、鹿狩を鷹狩や追鳥狩に比してより「軍事的要素が強い狩猟」としている。³⁷⁾ すなわち、この時期から軍事訓練としての狩猟が本格化したということになる。同日の鹿狩には周辺の村々から数千人の規模で百姓が動員され人足や勢子の役目を勤める一方で、両番番士をはじめとして幕臣も勢子として動員されている。両番番士は『柳営日次記』同日の条に「騎馬勢子兩御番分出、立勢子兩御番組々より出ル」とある通り、騎馬勢子・歩行勢子（立勢子）のいずれをも勤めたということがわかる。また、騎馬勢子を率いたのは両番の番頭一名ずつ・組頭一名ずつ、歩行勢子（立勢子）を率いたのは小性組与頭一名である。これら勢子の規模については判然としないものの、当日使用された狩

猟用の竹槍の本数について、『大狩盛典』二に、

黄印式拾九本	御鷹野御鳥見
白印三拾本	御小性御小納戸
赤印百拾九本	兩御番衆
青印三拾本	小役人衆

とあることから、両番番士は百数十名であったということがわかる。また、右の文中にある通り、両番番士以外にも竹槍が用意されていることから、勢子は両番番士に限らないということもわかるが、本数を比較する限り、同日の鹿狩にあつて勢子の主役は両番番士である。

両番番士の勢子の運用については残念ながら不明であるが、興味深い点は、それが志願制であったという点である。同八年三月十六日に大久保常春は両番頭に対して、鹿狩に扈從したい番士を募るよう指示を出している。³⁸⁾ 「大勢ハ不相成候、三四人罷出可申候」とあるが、前段で確認した通り、両番の勢子は竹槍の本数から百数十人であったことから、各組より三、四人ずつ志願者を募るようにとの意味であろう。また、この際、目付稲葉多宮正房からも騎馬勢子を勤める者に対して竹槍を突き留めるよう、馬が獣に怯えることのないようにとの指示が出ている。すなわち三月二十二日の鹿狩

には、技術的に優れ、大型獣を仕留めようという勇氣に溢れた番士が募られたということになる。心身ともに充実した番士が百数十名揃ったという事実は、享保四年の段階で馬術に未熟な番士が目立つたという事例を鑑みるに、番士全体の水準に長足の進歩が見受けられると同時に、小金原鹿狩の実施に大きな影響を与えたはずである。一の冒頭において、『有徳院殿御実紀附録』に書かれた臆病な番士に関する描写について若干の疑義を挟んだが、これらの事例からは鹿狩実施の段階にあつては『有徳院殿御実紀附録』に書かれたような状況からは脱していたといえる。

三ではいよいよ小金原鹿狩について論じることとなるが、二で明らかにした通り、数々の狩猟を通じて勢子運用は効率の良いものとなつていく。こうした試行錯誤が小金原鹿狩における勢子運用の土台となったことは間違いない。この点を確認した上で、三に移ることにする。

三 享保十年・十一年の小金原鹿狩

三では享保十年・十一年（二七二五・二七二六）に小金原（現千葉県松戸市）において実施された鹿狩について、勢子の運用を中心に論じる。注目したい点は鹿狩において勢子の中心となつたのが書院番・小性組・大番であつたという点である。書院番・小性組・大番

は三番方と総称されるが、三番方は五番方の中でも特に重要な部隊であり、幕軍の中核をなしている。小金原鹿狩における勢子の中心が三番方であつたということは、小金原鹿狩が幕府の軍事組織の中でも特に三番方を鍛えようという意図を有していたということを示している。以下、三番方が勤めた勢子の運用を中心に、他の番組による勢子もあわせて分析していく。

（一）享保十年三月二十七日の小金原鹿狩

（一）では享保十年（二七二五）三月二十七日、小金原において実施された鹿狩について、前節と同じく勢子の運用面を中心に論じる。

小金原鹿狩の概要、特に鹿狩に際して周辺の村々から動員された百姓の果たした役割、その規模については『松戸市史』^⑧によって明らかにされている。また、勢子運用、特に両番番士をはじめとする面々で編成された騎馬勢子の運用についてはすでに高見沢美紀氏^⑨によってその姿が明らかにされている。本項では両先行研究の成果に基づきながら当日の勢子運用について分析を進めていく。特に、両先行研究の中で中心史料として扱われている『御狩日記』については、本論でも中心史料として論を進めることとなる。『御狩日記』とは享保十年五月、佐野伊右衛門泰正によってまとめられた記録書である（国立公文書館所蔵）。同人について、『松戸市史』では、『寛政重修諸家譜』に当該人物は見当たらないもの、おそらくは小金

表 1 騎馬勢子の選抜

番組	組名	志願者	番頭による選抜	当日の選抜
書院番	仁木周防守組	9名	2名	1名
	酒井日向守組	19名	8名	1名
	秋元隼人正組	9名	2名	0名
	石川丹後守組	15名	5名	2名
	杉浦出雲守組	10名	1名	1名
	酒井紀伊守組	17名	7名	2名
	内藤越前守組	17名	2名	0名
小性組	戸田若狭守組	7名	4名	1名
	藤堂和泉守組	14名	4名	2名
	近藤淡路守組	9名	3名	0名
	阿部出雲守組	10名	3名	1名
	松平伊勢守組	14名	5名	3名
	金田周防守組	9名	1名	0名
	安藤大和守組	24名	3名	2名
	土屋兵部少輔組	7名	3名	1名

出典：『御狩日記』三より作成した。

原鹿狩の準備を命じられた小納戸佐野伊右衛門であろうと推測している。本論もその推測に従うこととする。

① 鹿狩実施の前段階

享保十年の鹿狩計画が動き出したのは同年二月一日、小金原の地に小納戸松下専助当恒、佐野伊右衛門奉正、土岐八左衛門朝澄、浦上弥五左衛門直方が訪れたことに始まる。四名は吉宗から「御鹿狩御用頭取」に任じられ、その準備として同地によってきたのである。

この時、現地の牧を預かる小金野馬奉行綿貫夏右衛門らが四人より申し渡されたのは、来春小金原で鹿狩を実施するが、今年もその「御試」として鹿狩を実施するということであつた。⁽⁴¹⁾

松下ら四人は現地の役人に種々の指示を与えて鹿狩に向けて準備を進める一方、若年寄大久保常春を通じて「諸役人并二両御番頭」に対して、「諸役人并二両御番之面々、馬上⁽⁴²⁾鹿突留申度輩ハ可申上」、すなわち騎馬勢子の志願者を募るようにとの通達を出した。⁽⁴³⁾ 大久保常春からの通達により、志願者を募ったところ、書院番からは九十六名、小性組からは九十四名の番士が名乗り出た。志願者は番頭・組頭による選抜を経た結果、およそ三分の一程度になった。さらにこれら選抜者は鹿狩当日、現地（小金原）において松下ら小納戸四人によってさらに選別され、騎馬勢子に加わる両番番士の顔ぶれが決まった（「彼地におゐて駆二篇宛并三馬上之鐘之体、頭取四人検分を遂げ、其甲乙を吟味之上、追懸騎馬の人数相定り候」。この内訳は表1の通りである）。

また、二丸書院番・二丸小性組（將軍世嗣である家重附の書院番・小性組。当時家重は二ノ丸に居住していた）からの志願者は人数が少なかつたため、選抜なしで騎馬勢子に加えられている（二之御丸御番ハ元々願の人数少なきゆへ検分迄は甲乙の吟味なく、追懸騎馬を出勤被申候⁽⁴⁴⁾。このほか、目付や徒頭などの諸役人、小姓や小納戸といった奥向からの志願者が選抜なしで騎馬勢子に加わつた（奥向

表2 追懸騎馬・駙騎馬内訳

役割	役職	人数
追懸騎馬一之手 (16 騎)	小姓	1
	小納戸	8
	二丸小姓	5
	二丸小納戸	1
	膳奉行	1
追懸騎馬二之手 (19 騎)	目付	2
	徒頭	1
	小納戸	1
	小性組番士	10
	二丸小性組番士	5
追懸騎馬三之手 (18 騎)	使番	3
	徒頭	5
	書院番番士	7
	二丸書院番	3
追懸騎馬四之手 (14 騎)	新番頭	1
	新番番士	13
小性組駙騎馬一之手 (30 騎)	小性組番頭	1
	小性組組頭	1
	小性組番士	28
小性組駙騎馬二之手 (30 騎)	小性組番頭	1
	小性組組頭	1
	小性組番士	28
小性組駙騎馬三之手 (30 騎)	小性組番頭	1
	小性組組頭	1
	小性組番士	28
書院番駙騎馬一之手 (33 騎)	書院番番頭	1
	書院番組頭	1
	書院番番士	31
書院番駙騎馬二之手 (31 騎)	書院番番頭	1
	書院番組頭	1
	書院番番士	29
書院番駙騎馬三之手 (30 騎)	書院番番頭	1
	書院番組頭	1
	書院番番士	28

出典：高見澤美紀「享保改革期における將軍狩獵と旗本政策——享保十年小金原鹿狩の検討から」から作成した。

之衆中ハ願_ニ示_ス不及候_ニ出勤_ニ而候_一、『御狩日記』一。さらに、当初は吉宗の御供をするのみであったはずの新番からの志願者も騎馬勢子になつている（「新御番ハ初メ 御前騎馬出勤之積リ_ニ候故_一、此時之檢分_ニハ罷出_ニ不申候_一）。『御狩日記』一によるとこれら騎馬勢子は四手に分けられて鹿狩に投入されているが、これら四組の騎馬勢子を率いたのは誰であったか。『御狩日記』二には鹿狩の前に「追懸騎馬頭取」が提出した請書が掲載されているが、その末尾に「右_者追懸騎馬頭取渡邊外記・向井兵庫・石河庄九郎・藤掛伊織請書」とある。おそらくはこの四名が騎馬勢子四手を率いたものと考えられるが、

四名の名前を『御狩日記』四に掲載されている騎馬勢子名簿と対照させると、騎馬勢子二之手に配属された石河庄九郎政朝（徒頭）、騎馬勢子四之手に配属された渡邊外記永倫（新番頭）はともかくとして、向井兵庫政暉（徒頭）・藤掛伊織永直（徒頭）はいずれも騎馬勢子三之手に名前が載っている。『御狩日記』二、『御狩日記』四のいずれかの記述が間違っているであろうが、指摘にとどめておく。また、惜しくも選抜から洩れた両番からの志願者については、すべて別の騎馬勢子部隊として編成され、選抜者を中心に編成された騎馬勢子とは別の役割が与えられている（その働きについては後述）。

これら二種類の騎馬勢子については史料上でも用法が混乱している場合もあるが、本論では前段までで論じた騎馬勢子の部隊を追懸騎馬、追懸騎馬の選から洩れた番士で構成された騎馬勢子の部隊を駈騎馬と呼ぶこととし、騎馬勢子とは両者を総称したものとす。また、追懸騎馬や駈騎馬に対して、一番、二番と数えている史料があるが、通常の組番号との混同を避けるため、一之手、二之手と数えることとする。それぞれの騎馬勢子の構成人員の内訳は表2の通りである。

② 勢子の配置

図1は『大狩盛典』に所収されている絵図『享保小金中野牧御鹿狩御場之図』から作成したものであるが、同絵図の内題は「享保丙午小金中野牧御鹿狩御場之図」である。享保十年の干支は乙巳であり、享保十一年は丙午であるが、絵図に記された勢子の配置を鑑みるに、この図は享保十年の小金原鹿狩を描いたものと判断される。御狩場中央に吉宗の座所である御立場が設けられ(図1の1)、その両側に網が伸びている。御立場右手の網(図1の2)は長さ三百間、一間がおよそ一・八メートルであるから、五四〇メートル。網の先には小性組番士で構成された駈騎馬三手が控えている(図1の3~5)。御立場左手の網(図1の6)は四五〇間、八一〇メートル。網の先には書院番番士で構成された駈騎馬三手が控えている(図1

の7~9)。追懸騎馬は御立場南、二十町(およそ二二〇メートル)を隔てたところに控えている(図1の10)。これに加えて、図1には記載していないが、持筒組一組、鉄炮方二組も御立場周辺に配置されて空砲で鹿を追い出すように命じられ、御徒は竹槍を携えて網の外側で鹿が出るのを待っている。

この周囲を御狩場周辺の村々から動員された百姓が七手に分かれて、立切勢子として包囲している(図1の11~17)。『松戸市史』によれば立切勢子として動員された百姓は約三百箇村から約一万四〇〇人。これに種々の人足として動員された百姓を加えると四八〇箇村からおよそ一万五千人の百姓が動員されたのである。動員された百姓は、鹿狩に備えて同地の牧場(小金牧)から別の牧場(下野牧)への野馬の追い込みや狩場および周辺地域の整備などを勤める一方で、鹿狩の三日前からは狩場に猪や鹿を追い込む役目の追い込み勢子や、狩場から逃げ出そうとする猪鹿を妨げる立切勢子として働いている。百姓勢子は鹿狩の開始とともに包囲網を狭め、あらかじめ定められた地点で立ち切るように指示されており、最終的には図1に示した包囲網を形成することとなる。

また、勢子ではないものの、御立場左には小姓八名、小納戸二名が騎射衆として出番を待っている。御立場前には四本松で囲まれた騎射場が設けられており、その広さは左右に百間(一八〇メートル)、前後に七十間(二二六メートル)。十名の騎射衆は騎射場においてそ

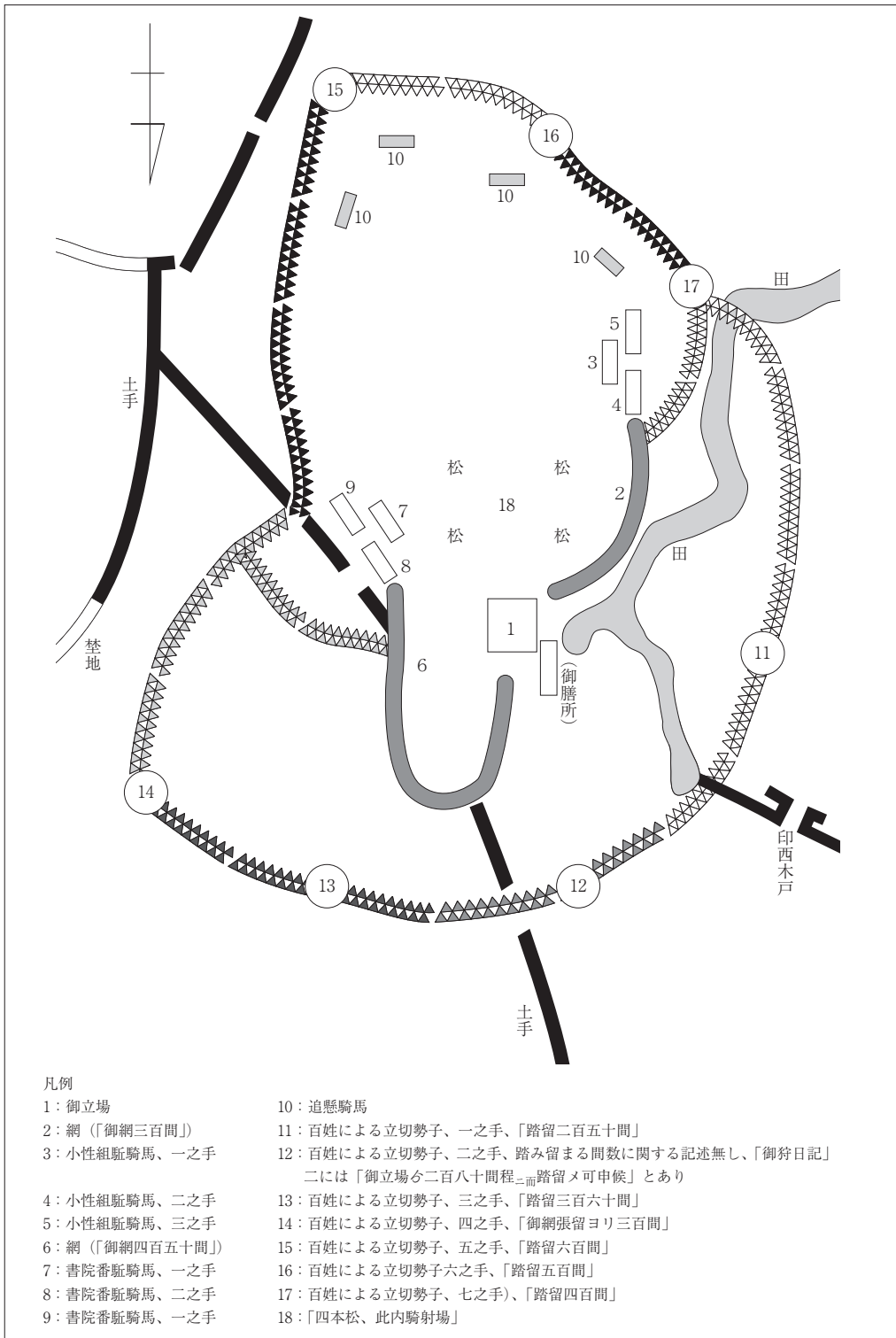


図1 享保10年の小金原鹿狩

出典：『享保小金中野牧御鹿狩御場之図』（『大狩盛典』所収）より作成した。

の腕前を披露することになっている(図1の18)。騎射場を示す松の木は騎馬勢子の運用の基準でもあった。騎射衆十名は三組に分けられ、騎馬勢子によって追い立てられ、騎射場に逃れてきた鹿を交替で射留めている。⁽⁴⁵⁾

このほか、小性組番士一名と小十人組番士十名が「御前歩弓之衆」として吉宗の元にある。⁽⁴⁶⁾ 小性組番士一名とは玉虫八左衛門茂雅という人物であり、吉宗が狩場を移動する際の御供に命じられ、鹿狩中も吉宗の指示により度々鹿を射留めたようであるが、「八左衛門儀、御馬廻^三御供被^レ 仰付、御差図^三度々鹿射留^レ、小十人組番士十名は御立場に留め置かれたままであったらしい(「御立場下御網之際^三居候得共、所々 御成故鹿射候儀不被^レ 仰付候^レ)」。

③鹿狩の開始、旗本家臣団の排除

三月二十七日辰刻(午前八時頃)、現地に到着した吉宗は御立場西の印西木戸で騎馬勢子の御目見を済ませた後、御立場に入り、そのまま狩場の様子を巡見した後、鹿狩の開始を命じ、小金原に法螺貝が鳴り響いた。法螺貝を聞いた百姓勢子は声を上げつつ前進し、包囲網を狭め、持筒組・鉄炮方は空砲を鳴らして鹿を追い出した。『御狩日記』二によると、七手に分けられた百姓勢子のうち、一之手を除いた他の六手には鉄炮が配置されている。持筒組・鉄炮方同様空砲ではあろうが、鹿を追い詰める際に使用したものと思われる。

こうして追い出された鹿を御立場まで追い詰めていくのは百姓勢子による包囲網の内側にいる追懸騎馬である。⁽⁴⁷⁾ 追懸騎馬の働きについては、鹿狩前に追懸騎馬を率いる頭取四名(前述の渡邊・向井・石河・藤掛)によって出された請書に

一、鹿鍵之儀、猪鹿最初あらし節者口附百姓ニ為持置、諸手綱^三追掛可申候、末^三至り、鍵付候儀、可罷成時節、馬上^三鍵取申候得^三、
御立場之方、騎射場松之印迄追詰メ、夫々元之場所^三乗戻し可申候
一、勤方之儀者、最初鍵不持節者四組之間を鹿もれざるやうに仕り、鍵取候得^三者、追留之場所迄^三突留可申候

とある通り(『御狩日記』二)、鹿狩開始からある時点までは鹿を突き留めることよりも四組が連携して鹿を追い詰めることに専念し、時機を見計らって騎射場の松までの間で槍を使うということになっている。

特筆すべきは、右の史料にある「口附百姓」という文言である。右の条文は、追懸騎馬の面々は猪鹿があまり出ていないうちは馬の口を取る口附百姓に自分の槍を持たせ、頃合いを見計らって馬上で槍を扱うという内容である。この点について若干の考察を加えたい。

方の者が勤め、それぞれの供の者は現地の百姓家に留め置かれてい
る（「下々ハ侍共^三□百姓屋^五人置申候筈候」、『御小性組方例書私録』「弓
馬并水稽古之事」）。おそらくは騎馬勢子の登場とともに口附をはじめ
めとする馬廻りの問題が取り沙汰されたのであろうが、管見の限り、
吉宗期以前に実施された鹿狩にあって家臣団は排除されていない。⁴⁸
すなわち、吉宗の狩猟における家臣団排除とは、旧時代との比較に
おいても、軍制との関わりにおいても一つの画期なのである。追鳥
狩などに比してより軍事的色彩の強い鹿狩にあってそのような事
例が見られるということはある種の軍事改革が実施されたと考えら
れるのである。

さらに、旗本家臣排除については、後世の幕末軍事改革との関係
も視野に入れることも可能であろう。幕末の軍制改革において、五
番方をはじめとする従来の軍事組織は解体され、幕臣それぞれが召
し抱えている家臣は、幕府によって直接の管理下に置かれ、独立し
た部隊として編成されることとなった。⁴⁹ 従来の研究にあっては、こ
れを西洋式の戦術に基づいた軍制改革の結果として捉えている。し
かしながら直臣（幕臣）と陪臣（旗本家の家臣）を切り離すという
試みはすでに享保期の軍事訓練Ⅱ狩猟にあって実施されているとい
うことになるのである。

④ 鹿狩の終局

さて、百姓勢子、持筒組・鉄炮方による空炮、追懸騎馬に次いで
駈騎馬も動き出す。鹿が集まり出したのを見計らい、御立場で白布
が振られた。これは駈騎馬への合図である。前述の通り駈騎馬は書
院番・小性組それぞれ三組で構成され、あらかじめ一之手・二之
手・三之手と割り振られている。白布の合図とともにまずは左右一
之手の駈騎馬、次に二之手の駈騎馬、さらには三之手の駈騎馬が代
わる代わる馬を走らせて鹿を追い込んでいった。勢子による追い込
みの中、鹿が「五百三百打群く」て出てきた。これを見た吉宗は
駈騎馬左右六手すべてが動くように指示を出した。鹿狩の前に両番
頭から提出された請書に

一、一番之組合不残乗出シ候者、二番之組合騎馬立可申候、三番
之組合、二番之次へ順繰立可申候事、左右共三同断
一、一番之組合乗戻し候節者三番之騎馬相立候場乗戻し可申候
右之通二番・三番順繰り可致候事

とある通り（『御狩日記』二二）、当初の予定では一之手から三之手ま
でが順繰りに動くことになっていたが、同条には『御狩日記』作成
時に付加されたと思われる注釈があり、「御当日に至りて御定之通
一兩度相勤候処、鹿殊之外多く出来り候二付、依 御下知六組共三打

込^三鹿突留申候也」とある。左右六手すべてによる追い込みは状況に応じた臨時の指示であったということである。

このような吉宗からの指示に従い、左右六手は同時に動き、入り乱れて鹿を追い詰め、あるいは突き留めることとなったが、『御狩日記』一に「馬上より鎧付るもあり、多ハおり立て鎧付候」とある通り、駆騎馬を勤めた番士の多くは馬より下りて鹿を突き留めていたようである。吉宗からの臨時の下知を受けて駆騎馬が動く一方で、鹿を追い詰めることに専念していた追懸騎馬も、鹿の疲れを見計らい、口附の百姓から槍を受け取り、鹿を突き留めた。駆騎馬を勤める番士が下馬して槍を使ったのに対して、追懸騎馬の面々は騎乗したまま鹿を突き留めている。「兼^四の 御下知」とある通り、これは吉宗からの事前の指示であった。⁵⁴前述の通り、追懸騎馬の志願者は「御鹿狩御用頭取」である小納戸四名によって選抜を受けた。この際選抜の基準となったのは馬術の技量と「馬上之鎧之体」であった（「彼地におゐて駆二篇宛并^五馬上之鎧之体」）。この選抜基準が小納戸四名による独断であるとは考えられない。吉宗の意を受けてのことであろう。すなわち、吉宗は騎馬勢子が騎乗したまま槍を使う、すなわち馬上槍を望んでいたということである。よって、追懸騎馬はともかくとして駆騎馬の多くが下馬して槍を使ったということを鑑みるならば、番士全体としては吉宗の想定する騎馬勢子の水準には達していなかったということになる。こうした若干の問題点はある

ながら、勢子の活躍により鹿は着実に追い詰められていった。吉宗は当初供廻とともに馬上で勢子の指揮をとっていたが、興に乗ったのであろう、自らも槍を取り、鹿を次々と突き留めていったという。⁵⁵こうして享保十年の鹿狩は終わりを告げた。『有徳院殿御実紀』同日の条によると、同日の鹿狩で得られた獲物は猪が三頭、鹿が八百頭、狼が一頭、雉子が十羽であった。翌年の鹿狩に備えた実験的なものであり（「御試」）、騎馬勢子についても若干の未熟さが見られたとはいえ、吉宗期にあつてはかつてない規模の狩猟であったことは間違いない。

（二）享保十一年三月二十四日の小金原鹿狩

享保十一年（一七二六）三月二十四日、再び小金原で鹿狩が実施された。『松戸市史』によれば同日の鹿狩に動員された百姓勢子は四八三箇村より一万七〇八六⁵⁶人。享保十年の鹿狩を上回る百姓勢子が動員されることになる。大きく異なるのは幕臣によって構成される勢子の配置である。

図2は『大狩盛典』所収の絵図『享保乙巳小金原御場絵図』から作成したものである。図1の元になった『享保小金中野牧御鹿狩御場之図』と同じく、この絵図も干支が間違っている。勢子の配置その他から享保十一年の小金原鹿狩の絵図であると判断できる。

当日の勢子配置はどうであったか。御立場（図2の1）から左手

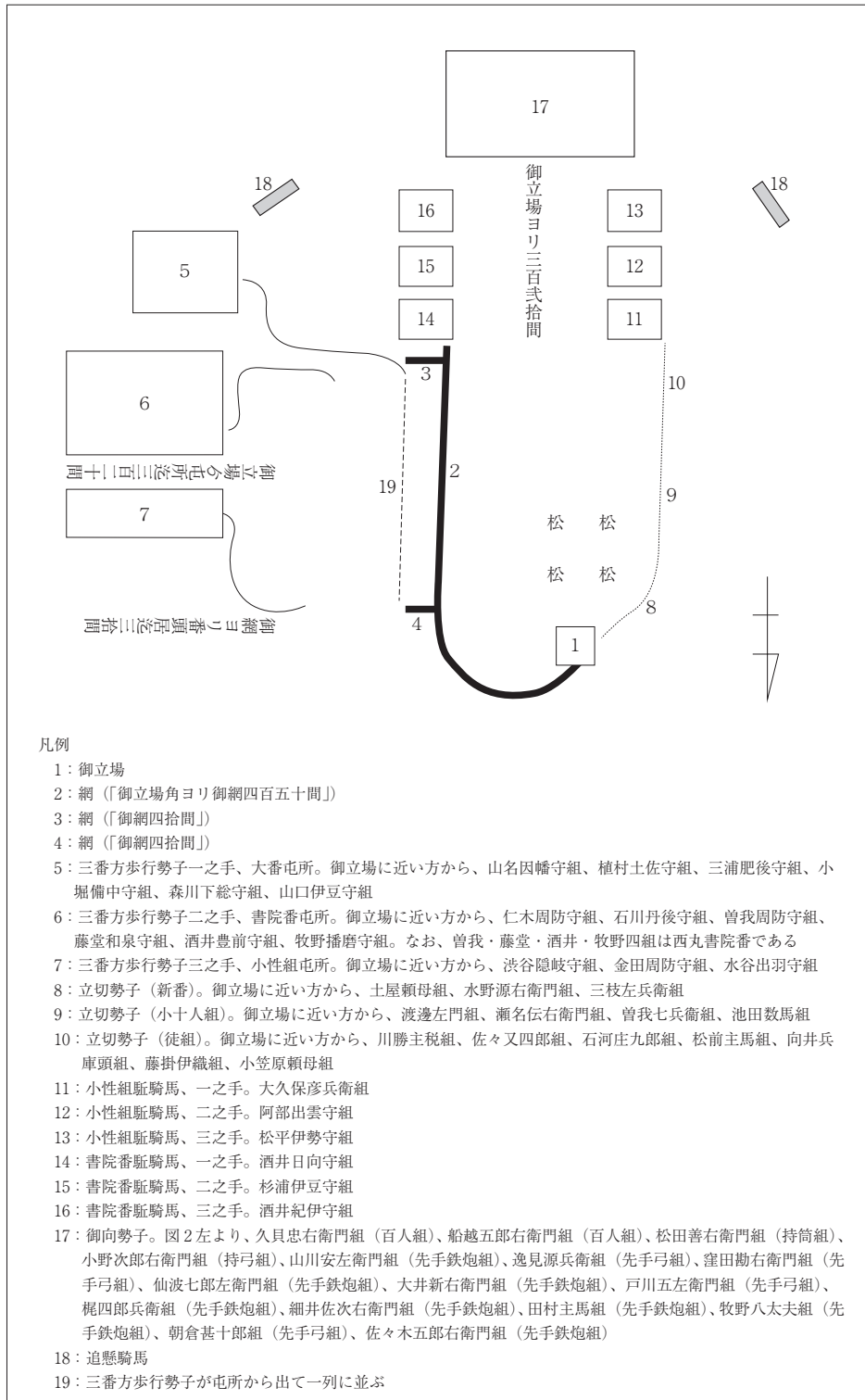


図2 享保11年の小金原鹿狩

出典：『享保乙巳小金原御場絵図』（『大狩盛典』所収）より作成した。

には四五〇間（八一〇メートル）の網が張り巡らされている（図2の2〜4）。この点は享保十年の小金原鹿狩と同様であるが、その外側には大番・書院番・小性組が歩行勢子として配置されている（図2の5〜7）。享保十年の小金原鹿狩にあつては御立場の右に張られた網がなく、徒組・小十人組・新番が並んでいる（図2の8〜10）。一之手・二之手・三之手の並びは異なっているものの、両番の駈騎馬の位置は享保十年の小金原鹿狩と同様の位置である（図2の11〜16）。駈騎馬六手の先に百人組・持組（持弓組・持筒組）、先手組（先手弓組・先手鉄炮組）といった足軽弓・鉄炮部隊が並んでいる（図2の17）。追懸騎馬は、絵図では両番の駈騎馬の後方に二隊が描かれているが（図2の18）、後述する通り追懸騎馬は五隊であろうと思われるので、絵図の作成段階で追懸騎馬の配置は略されたものと考えられる。また、絵図には描かれていないものの、御立場付近には騎射衆十二名を含んだ吉宗の御供が控えている。享保十年の鹿狩同様、御立場前の松の内で騎射を披露した。煩雑さを避けるため図2では略したが（絵図には描かれている）、幕臣による勢子の周りを百姓勢子が囲んでいる。以下、それぞれの勢子の運用について、『柳営日次記』と『御遊獵細記』（作成者・作成時期不明、国立公文書館所蔵）の記述を中心に論じていく。

①鹿狩の開始

享保十一年三月二十七日巳刻（午前八時頃）に小金原に到着した吉宗は、早速巡見や御目見を済ませ、鹿狩の開始を命じた。合図は三月二十四日に若年寄大久保常春が指示した通り（『柳営日次記』三月二十四日の条）、「玉なし五十目ツ（前）、二放之打、其次五放しつるべ打」、すなわち五十目筒の空炮が二発、さらに空炮五発の釣瓶打ちである。この合図鉄炮を打ったのは御立場にある鉄炮方である。鉄炮方は御立場にあつて合図鉄炮の役割を担うとともに、前述の持弓組・先手弓組に五名ずつ（詳細は不明であるがおそらくは同心であろう）配備され、同組が鉄炮（空炮）を打つ際にその役割を代行した。このほかの与力・同心は勢子を勤めたということであるが（『御持・御先手之弓組之五人宛差加り玉不込鉄炮打セ、残り之者ハ勢子相勤ム』、『御遊獵細記』三三）、どこに配備されたのかは不明である。

三月二十四日の大久保常春の指示によれば、御立場からの「物始」の合図に対し、「惣勢子」は空炮を打ち、声を上げ、「一之踏留」まで進むとある（「此節惣勢子玉なし鉄炮放し、勢子声三番答、一之踏留メ前」）。この「惣勢子」とは何を指すのか判然としないが、『徳院殿御実紀』三月二十七日の条には「兼ての定のごとく。鉄炮方惣手始の相図とて。砲うつこと二たびすれば。これにしたがひ百人持筒先手組にて。毎隊五挺づ、はなち。ときのごゑをあく」とあり、御立場からの合図に対して百人組・持筒・先手組が応えたこととある。

百人組・持組・先手組を「惣勢子」とするには違和感があるものの、後述する通り、御立場からの「惣始」の合図に対する百人組・持組・先手組の行動に合致していることから、ここでいうところの「惣勢子」については百人組・持組・先手組という意味として捉えておく。

②立切勢子（新番・小十人組・徒組）

享保十年の小金原鹿狩においては御立場右手には三百間（五四〇メートル）の網が張られていたが、同十一年の小金原鹿狩にあつては網は張られず、その代わりとして新番三組、小十人組四組、徒組七組が配備された。諸組は御立場右から若干曲がりつつ横一文字に展開している（図2の8～10）。寛政七年（一七九五）三月五日の小金原鹿狩にあつてはこれらを立切勢子と称した。よって、本論でも以後この呼称を使用するが、それでは立切勢子とはどういうものであるのか。

（新番頭）
右頭ハ西の木戸^{三番}致 御目見、組頭 組中御成前請取之場^{江罷越}、
組頭・組中共^二歩行立、頭・組頭ハ馬引付置、何も竹柄の鎧を持、
参懸り候鹿突留候事、頭・組頭ハ勝手次第の羽織着し、頭ハ鷹指、一組切の吹貫之通羽織^二穿、着致申事

右は『柳営日次記』享保十一年三月二十七日の条に記されている当日の新番に対する指示である。新番頭が吉宗に御目見している間に新番組頭・新番番士は担当の場所に移動する。番頭・組頭は騎乗しないものの馬を近くに引き付けておく。番士は歩行立ちである。いずれも竹柄の槍を持ち、「参懸り候鹿」を突き留めることとなっている。すなわち享保十年の騎馬勢子のように、鹿のいる場所に移動して鹿を突き留めるのではなく、あくまで自分たちの担当場所に逃れてきた鹿を突くという姿勢であり、合図による立ち位置の移動、獲物を追い込むための指示は出されていない。文中にある「羽織」については騎馬勢子の項④で説明する。

新番に対するこのような指示は小十人組・徒組にも共通するものであったと思われる。『柳営日次記』同日の条には小十人組について「右同断、但、頭ハ鷹指、馬引付、歩行立^{三番}罷在、組中ハ常の御供の時の羽織着致し候、何も歩行^{三番}、竹柄の鎧持候事」、徒組については「頭ハ鷹指、馬引付、歩立^{三番}罷在、御徒常の役羽織着し、竹鎧持候事」とある。いささか曖昧な文章ではあるものの、いずれも獲物を追うようにとの指示は出されていないということは明らかである。旗本・御家人という格の差によるものであろう、小十人組が使用する槍が竹柄の槍、徒組の使用する槍が竹槍という違いはあるものの、担当の場所における運用に差は見られない。以上の分析により、立切勢子は享保十年の小金原鹿狩における御立場右手の網の

役割を担ったということである。獲物が近づいた際には槍を使うが、横列を崩してまで鹿を追うわけではない。横列を保ったまま「立ち切る」わけである。

なお、絵図には徒組と小十人組との間に「御鷹匠」との記述がある。『柳営日次記』同日の条には小金原鹿狩に赴いた鷹匠頭として小栗長右衛門正等の名前が挙げられている。その配下の同心の働きについては「御鷹匠同心、右新御番と同心、但同心ハ御網の外両脇^二世人、其外御手明之者御立場辺^三罷在候、御鷹匠ハ竹柄の鑓、同心ハ竹杖持候」とあり、役目としては立切勢子であるものの、新番・小十人組・徒組による横列に加わったわけではなく、詳細は不明であるが竹杖を持って御立場左手に張られた網の外の両脇や御立場付近に配置されたようである。同じく吹上御庭を管理する吹上奉行配下の吹上御庭方も鷹匠方の同心同様、御立場左手の網の外の両脇や御立場付近に配置されている。

また、享保十年の小金原鹿狩にあつては新番番士は追懸勢子を勤めているが、十一年の小金原鹿狩にあつては騎馬勢子を勤めていない。そもそも十年の小金原鹿狩において新番は元々吉宗の御供をするという役目であったところ、急遽追懸騎馬として編成されたのである。十年の鹿狩が十一年の鹿狩の「御試」という位置付けであることを鑑みれば、新番番士を騎馬勢子として使うという構想は吉宗の中にはなかったものと思われる。

小十人組については立切勢子を勤めるほか、十年の小金原鹿狩同様、弓御用が命じられ、十七名の小十人組番士がその役にあたり、吉宗の狩場巡見の供行列に加わっている。これら十七名は鹿狩の最中は『柳営日次記』に「右初の間ハ並之立場^二鹿鑓を持罷在、弓被仰付候節、頭一人差添弓相勤候事」とある通り、吉宗からの指示があるまでは他の小十人組番士と同じく立切勢子を勤めたが、吉宗から弓御用を命じられたかどうかは不明である。⁵⁴⁾

③御向勢子（百人組・持組・先手組）

御立場から南に三二〇間（五七六メートル）を隔てた向こうには百人組二組・持組二組（持筒組一組・持弓組一組）・先手組十二組（先手鉄炮組八組・先手弓組四組）が配置されている（図2の17）。これらの組は御家人層で編成され、江戸城内の警衛や將軍の警固などを主な任務としている。戦時においては足軽鉄炮部隊・足軽弓部隊としての役割を担い、特に先手組は先陣を勤めることから、組を率いる先手頭には武勇の旗本が充てられている。

寛政期にあつては、百人組・持組・先手組が勤めた勢子を「御向勢子」と称している。將軍座所である御立場に向かつて正面にあるところからそう呼ばれているのであろう。本論もこの呼称を使うこととする。

御向勢子の役目はどのようなものであったか。『柳営日次記』三

月二十四日の条にある大久保常春からの指示には「一、百人組・御持・御先手持前へ寄候相図白吹貫鉄炮つるべ 右者何届も右同断」とあり、『御遊獵細記』一には「百人組・御持・御先手持所へ寄り候者、相図白吹貫、答鉄炮つるへ打・勢子声、右ハ何れも何篇も同断」とあるが、いささか意味が取りづらい。そこで、『大狩盛典』に所収されている先手組の記録を元に当日の御向勢子の働きを明らかにしよう。

同書によれば、鹿狩の始まる前、御向勢子はあらかじめ定められた「二之印」の地点で立ち並び、「惣始」の合図を待っている。「惣始」の合図が聞こえると、百人組二組、持筒組松田善右衛門組・持弓組小野次郎右衛門組、先手鉄砲組山川安左衛門組・先手弓組逸見源兵衛組・先手鉄砲組佐々木五郎右衛門組の順に発砲する（『柳営日次記』に「一組より五人宛玉不込鉄炮打候事」とある通り、五発ずつの空砲である）。発砲した後、勢子の面々は声を上げ、「式番杭」に詰め寄せる。その後御立場より吹貫（白吹貫）の合図があれば、再び百人組から順に空砲を鳴らし、声を上げて「三之杭」まで詰め寄せて立ち並ぶ。鹿が来た場合には与力・同心が竹杖を使って御立場の方に鹿を追い返す⁽⁵⁵⁾。

御向勢子の動きは右の通りであるが、『御遊獵細記』にある「右ハ何れも何篇も同断」（『柳営日次記』にあつては「右者何届も右同断」）との文言を鑑みれば、前進のみではなく後退、再前進を含んだ指示であつたと考えられる。

なお、戦時にあつては鉄炮部隊・弓部隊として行動する百人組・持組・先手組であるにもかかわらず鉄炮が使用されるのは動く際の合図のみであり（しかも空砲である）、鹿を追うに際しては竹杖を使用するという点は少し腑に落ちないところであるが、御向勢子の周りを追懸騎馬が走っているということ鑑みれば無用の事故を避けたためであると考えられる。

④追懸騎馬・駟騎馬（書院番・小性組・大番）

新番・小十人組・徒組による立切勢子や百人組・持組・先手組による御向勢子が、享保十一年の小金原鹿狩において初めて設置されたのに対し、享保十年の小金原鹿狩から引き続き設置されているのが追懸騎馬（図2の18）・駟騎馬（図2の11・16）であるが、その運用方法に変化はないようである。度々取り上げられている三月二十四日の大久保常春からの指示を見ると、他の勢子については諸々の言及があるものの、追懸騎馬・駟騎馬については編成上の文言のみであり、その運用方法に関する文言はない。また、『御遊獵細記』にもそのような記述は見当たらない。よって、追懸騎馬・駟騎馬ともに、享保十年の小金原鹿狩と同様の働きを求められたものと考えられる。また、(二)の③で取り上げた口附についてはあるが、前年の小金原鹿狩同様、騎馬勢子の口附を勤めたのは現地の百姓であり、騎馬勢子の面々が召し抱えている家人ではない（騎馬勢子之面々口附、

前日小宮山空之進方々相渡候筈候間、一組切ニ口附請取、罷連御仁之名御書出可被成候」、『柳営日次記』三月二十四日の条。

三月二十四日の大久保常春の指示に

一、御鹿狩当候勢子之番頭・組中共ニ、供廻同勢者面々請取之小屋場ニ始終差置、小屋場外へ不罷出候様御組之末々迄急度可被仰渡候、尤小屋場前後御徒目付・御小人目付等附置、制させ可申候、左様御心得被成候

とある通り（『柳営日次記』）、騎馬勢子その他、小金原鹿狩に勢子として赴いた旗本の面々が引き連れた家臣は、すべて狩場の外に設けられた「小屋場」に留め置かれ、鹿狩からは排除されている。すでに述べた通り、狩獵（勢子）から旗本家の家臣が排除されるという事例は享保十年の小金原鹿狩以前から見られるものであるが、後述する三番方歩行勢子を含め、様々な勢子が配置された軍事色の強い享保十一年の小金原鹿狩からもこうした傾向が見出せるということには決して軽視すべきものではなからう。

騎馬勢子について、享保十年の小金原鹿狩と異なっている点としては、第一に駈騎馬・追懸騎馬を構成する人員、第二に羽織、第三に新たに設置された三番方歩行勢子との関係、以上の三点が挙げられる。三番方歩行勢子については後述するとして、まず駈騎馬・追

懸騎馬の構成人員を検討してみよう。

享保十年の小金原鹿狩において追懸騎馬・駈騎馬を勤めた顔ぶれがどのようなものであったかは、前掲表1・2の通りである。享保十年の小金原鹿狩にあつては両番番士に対して追懸騎馬の志願者が募られ、二度の選抜を経て、十七名の番士が追懸騎馬として鹿狩に参加し、選抜から洩れた一七二名の番士が駈騎馬として鹿狩に参加した。

これに対して、享保十一年の小金原鹿狩にあつて追懸騎馬を勤めたのは、書院番番士が十名、小性組番士が十五名、二丸書院番番士が二十名、大番番士が三十名、これに「騎馬世話役」（追懸騎馬の指揮をする追懸騎馬頭取と同義であろう）の使番五名が加わっている（『御遊獵細記』二）。ほぼすべてが三番方の番士で占められているということになる。追懸騎馬を勤める三番方番士の合計は七十五名。享保十年の小金原鹿狩における追懸騎馬の総数を上回っている。享保十一年の小金原鹿狩に配置された追懸騎馬が何手に分けられたのか、書院番・小性組・二丸書院番・大番番士がそれぞれどのように割り振られたのかを明らかにする史料は見当たらないものの、「騎馬世話役」の使番一名につき追懸騎馬を一手率いるとすれば、番士十五名程度で構成されている五手の追懸騎馬があつたということになる。図2においては絵図の記載に従って追懸騎馬は二手しか載せていないが、規模において劣る前年の小金原鹿狩における追懸騎馬

が四手であったことを鑑みれば、享保十一年の小金原鹿狩において追懸騎馬が二手であるというのはいささか腑に落ちない。同年の追懸騎馬は五手に分かれていたと考えるのが妥当ではないか。

一方、駈騎馬の方は、組数に変化はないものの（書院番駈騎馬三手、小性組駈騎馬三手）、駈騎馬を勤める書院番番士が八十八名から六十八名に、同じく小性組番士が八十四名から六十一名に減少している。しかしそれは、鹿狩における駈騎馬の重要度が低下したというわけではないと考える。

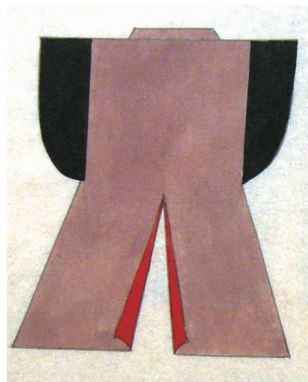
前年の駈騎馬には、追懸騎馬の選抜から洩れた番士が割り振られたことにより、駈騎馬一手の中に書院番各組、小性組各組の番士が混在していたという事実を確認しておく。例えば、前年の小金原鹿狩において、小性組駈騎馬一之手を率いたのは小性組番頭阿部出雲守正興であり、組頭も同人の組の者であるが、一之手に配属された小性組番士二十八名のうち、阿部出雲守組の番士は五名にすぎない。他の二十三名は小性組番士であるとはいえ、他の番頭の組に属する番士であったのである。これに対して、十一年の鹿狩にあつては、書院番駈騎馬一之手（図2の14）が酒井日向守組、小性組駈騎馬一之手（図2の11）が大久保彦兵衛組という次第で、組そのものを駈騎馬の一手とすることになった。違う組の番士を組み合わせて一手を作るよりも息の合った勢子が可能になったのではないか。

さらに、組そのものを駈騎馬の一手とすることは、番士の着する

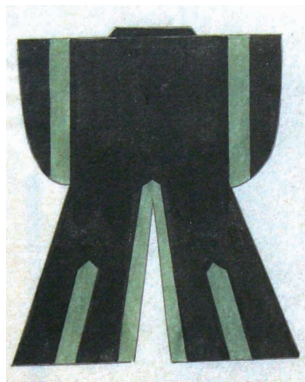
羽織が揃うということの意味している。勢子が羽織を着するようになったのは同年の小金原鹿狩に始まったことではなく、二の（二）で取り上げた享保八年十月三日の鷹狩ですで見られる。無論、享保十年の小金原鹿狩においても同様である。「御狩日記」五には同年の小金原鹿狩において勢子の面々が着した羽織が記録されている。

この際の羽織は伊達羽織、すなわち装飾を施した羽織である。総じて、各組の番士は同じ意匠の羽織を着し、目付や使番、あるいは番頭・組頭などは個々人で異なる意匠の羽織を着している。羽織の着用にはいかなる意味があるのか。この点について明示した史料は管見の限り見当たらないが、「ハレ」の舞台を演出するという目的のほか、勢子について視覚的な把握をするという目的によるものと推測される。しかしながら、享保八年十月三日の鷹狩にせよ、享保十年の小金原鹿狩にせよ、騎馬勢子はいずれも混成部隊であり、一手に属する勢子はそれぞれ異なる意匠の羽織を着していたということになる。これでは得られる効果は少ないであろう。これに対し、享保十一年の小金原鹿狩にあつては、追懸騎馬を除いた他の勢子は通常の組を基準として編成されている。すなわち、意匠を同じくする羽織を着した勢子の集団が随所に形成されるということである。図3は同年の小金原鹿狩において左右の駈騎馬一之手を勤めた書院番酒井日向守組・小性組大久保彦兵衛組の羽織である。番頭・組頭はそれぞれの意匠が施された羽織であるが、その麾下の番士は一律の羽

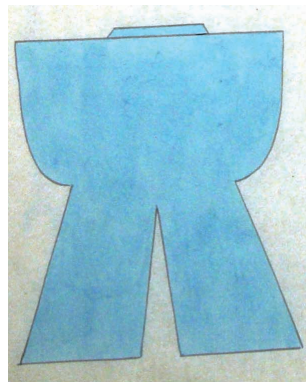
◎書院番酒井日向守組（駢騎馬一之手・左）



番頭・酒井日向守忠住

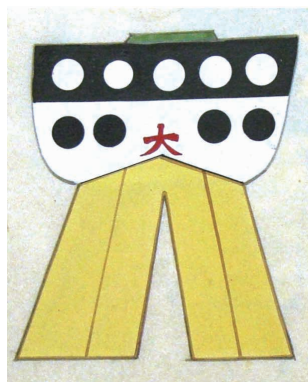


組頭・三宅惣九郎長房

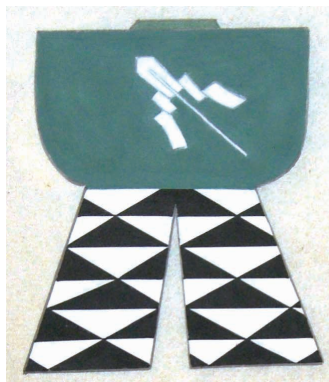


番士 23 名

◎小性組大久保彦兵衛組（駢騎馬一之手・右）



番頭・大久保彦兵衛忠宜



組頭・小幡孫市直昌



番士 18 名

図 3 駢騎馬の伊達羽織

出典：『大狩盛典』五十七より作成した。

注：番士の人数は『御遊猟細記』二による。『柳営日次記』享保 11 年 3 月 27 日条では酒井日向守組番士は 22 名、大久保彦兵衛組番士は 19 名とある。

織を着している。この結果、勢子の視覚的な把握は無論のこと、組内の団結心、あるいは他組に優ろうとする競争心が生まれたのではないか。また、組を率いる番頭にとっては、自組がいかなる働きをしているか、羽織によって一層際立つこととなり、必死にならざるを得ない状況が生じたと考えられる。

ただし、このような観点でいくと、追懸騎馬の場合も本来であれば一組で一手を作るのが理想であったということになるが、馬上槍など、駢騎馬よりも高度な技術が求められる追懸騎馬の性質上、所属番士の大半がその水準を充たしている組がなかったものと思われる。管見の限りであるが、享保十一年の小金原鹿狩において駢騎馬の番士が馬上槍を実現していたと判断できる史料は見当たらなかった。享保十年の小金原鹿狩で見えた問題は、いまだ解決していないということになる。

このような問題はあるものの、享保十年の小金原鹿狩にあつては雑然としていた追懸騎馬・駈騎馬の構成が、すつきりとした形、すなわち三番方（書院番・小性組・大番）の番士を中心とした構成になつたということは明らかである。幕府の軍事機構の中で最も格が高く、主力部隊として位置付けられる書院番・小性組・大番が騎馬勢子の主流となつたということは、軍事演習上、大きな意義があると考えられる。

⑤ 三番方歩行勢子（書院番・小性組・大番）

享保十一年の小金原鹿狩にあつて、三番方の番士は騎馬勢子だけを勤めたわけではない。歩行勢子も勤めているのである。同勢子は三番方の番士による歩行立ちの勢子であるが、他の歩行勢子との混同を防ぐため、三番方歩行勢子と呼ぶことにする。

三番方歩行勢子は、これまでに論じてきた立切勢子や御向勢子と比べてより活動的な役割を担った歩行勢子であるといえる。以下、やや煩雑になるが、『柳営日次記』と『御遊獵細記』から三番方歩行勢子の働きを再現してみよう。

歩行勢子を率いる三番方の番頭は御立場西の印西木戸で吉宗に拝謁を済ませた後、御立場左手、三三〇間（五七六メートル）のところに設けられた屯所に向かう（図2の5〜7）。この時、番士はすでに組頭に引き連れられて屯所に到着しており、歩行立ちで鹿狩の開

始を待っている。勢子の番士はいずれも竹柄の槍を携えている。御立場から法螺貝が鳴り、白魔が円形に振られた時が三番方歩行勢子の始まりである。御立場から白魔が振られるのを見た大番頭森川下総守俊央は太鼓を三拍子で鳴らし、三番方歩行勢子一之手である大番が屯所から出て、屯所の前に張られている網に向かい、網から番頭まで三十間（五十四メートル）の距離で一列に並ぶ（図2の19）。

大番が一列に並ぶと、網が開かれ、鹿が網の外に追い出される。再度網が閉じられるのを合図に下総守の太鼓の音は四拍子になり、調子が早くなる。この音を聞いた大番歩行勢子は網際に詰め寄せて鹿を突き留める。この際、組ごとに列を乱さぬように鹿を突き止めることになっている。追い出された鹿を粗方突き止めたのを見計らい、組ごとに番頭・組頭の指図があり、元の場所に戻る（網の前で一列になつた場所であろう）。御立場からの合図で歩行勢子二之手である書院番と交替し、大番は屯所に引き返す（さらなる合図で歩行勢子三之手である小性組と交替し、書院番は屯所に引き返す）。このように、大番・書院番・小性組の順で御立場からの合図に従って何度もこれを繰り返す⁵⁶。享保十年の鹿狩と比して網の張り方が複雑になっているのは（図2の3、4）、このような行程があるためであろう。

三番方歩行勢子の働きはおよそこの通りである。一之手から二之手、三之手と交替しつつ、大番・書院番・小性組それぞれの組が呼吸を合わせて一列に展開し、その横列を保ちながら鹿を突き留める。

相当に高度な勢子運用といえるが、鷹狩や追鳥狩を含め、勢子の経験豊富な両番であればともかく、これまでに狩猟の勢子の経験が少ない大番にこのような動きは可能であったのか。『御遊獵細記』三によると、鹿狩の数日後である四月一日、吉宗は大番頭に対して「此度小金御鹿狩勢子被 仰付、常々御鷹野御供不相勤候所、思召之外勢子之勤方宜被 思召、向後出精可相勤之旨」と褒詞を下している。大番の歩行勢子ぶりが誉められていることから、大番は無事に歩行勢子を勤めたということになる。史料上は確認できないが、おそらくは書院番や小性組の歩行勢子も及第点であったと思われる。

このような三番方歩行勢子の成功の裏には、事前の勢子調練があると考えられる。三番方は鹿狩の二日前である三月二十五日に江戸城田安門内の空き地で勢子の稽古を実施している（『大狩盛典』十三）。三月二十四日に大久保常春から勢子の諸々について指示が出たということを鑑みれば、その指示内容を踏まえて稽古したということであろう。このような勢子調練の実施がわかる事例は少ないものの、前述の通り、『御徒方万年記』には徒組の調練の記事が散見され、享保九年九月二十四日には田安門内空き地にて騎馬勢子の調練も実施されている。おそらくは三番方歩行勢子の調練も三月二十五日以外にも実施されていたことであろう。

また、騎馬勢子（追懸騎馬・駈騎馬）と三番方歩行勢子はともに三番方番士で編成されているわけであるが、それは勢子の編成上、

あるいは運用上、どのような関係にあったのか。まず、追懸騎馬の選出であるが、三月二十四日の大久保常春の指示には

一、大御番、一組五人宛二十人、駈騎馬可相勤候、右一番之追留迄之駈騎馬相勤、其後頭之手_三附可申候、人数之義ハ頭々_三吟味有之、可致書出候

一、両御番・西丸書院番、一組五人宛罷出、右駈騎馬相勤候間、被得其意可被談候、且又右騎馬之世話、五人之御使番致候間可被得其意候

とある（『柳營日次記』）。文中の「駈騎馬」とは追懸騎馬を指しているが、右によれば大番・両番・西丸書院番から一組につき五名ずつを追懸騎馬とすることであるが、『御遊獵細記』二に記された追懸騎馬の名簿から判断するに、すべての組から五名の番士を追懸騎馬にするということではなく、当日の鹿狩において歩行勢子として参加することになっている組から五名の番士を出すということである（追懸騎馬の選別は組内で実施されたものと推察される）。また、同書の名簿を見るに、駈騎馬を勤めた小性組三組・書院番三組からは追懸騎馬を勤めた番士はいない。

右の文中に「一番之追留迄之駈騎馬相勤、其後頭之手_三附可申候」とあるのはどういうことであろうか。この点については『御遊獵細

『記』二に「駈騎馬并騎馬勢子之面々、相勤仕廻候以後、屯所へ一所成、組一同シ歩行立之勢子勤之」とある通り、追懸騎馬を勤めた番士、および駈騎馬（文中では「騎馬勢子」）を勤めた都合六組は、騎馬による追い込みが終わった後、屯所に戻り、歩行勢子に加わるということの意味している。ただし、いささかの疑義がある。追懸騎馬を出した組の場合、追懸騎馬に割かれる人数は五人に過ぎず、追懸騎馬の指揮をとったのは番頭ではなく、おそらくは「騎馬世話役」の使番である。すなわち、追懸騎馬による追い込みが実施されている最中でも、歩行勢子を勤める上で支障は生じない。しかしながら、番頭自らが指揮をとる駈騎馬の場合、駈騎馬による追い込みが行われている間、駈騎馬を勤めた都合六手（六組）の中で、駈騎馬に加わっていない番士は何をしていたのか。歩行勢子に加わらず、自分の組が駈騎馬を勤め終わるのを屯所で待っていたのか、歩行勢子の指揮をとり、駈騎馬の指揮をとっていない他組の番頭の指揮を仰いだのか。あるいは番頭・組頭の間で役割（駈騎馬の指揮と歩行勢子の指揮）を分担したのか。仮に自組の駈騎馬の面々が屯所に戻るまで歩行勢子に加わらなかつたとすれば、駈騎馬を勤めていない大番はともかく、小性組は三組で、書院番は二組で歩行勢子を勤めることとなる。鹿を網に追い詰めるに際して、人員が不足するのではないか。このような疑問を解決するに足る史料は見当たらないが、多くの三番方番士が騎馬勢子・歩行勢子を勤めたことに注目したい。

他の勢子が果たした役割との比較において、小金原鹿狩の勢子の主役となったのは三番方の番士であり、それは畢竟、三番方を軍事的に強化するということが小金原鹿狩の大きな目的であったということを示しているのである。

「惣始」の合図と同じく、五十目筒の空炮が二発、さらに空炮五発が御立場で発せられ、十一年の鹿狩も終わりを告げた。『有徳院殿御実紀』同日の条によると獲物は猪が十二頭、狼が一頭、鹿が四七〇頭とある。享保十年の鹿狩の方が獲物の数が多いが、それは享保十年の小金原鹿狩によって獲物の数自体が減っていたということであろう。歩行勢子・騎馬勢子の併用、御立場からの合図を駆使した複雑な勢子運用、こうした諸々はそれまでの鷹狩や追鳥狩において試行錯誤されてきたものであり、享保十一年の小金原鹿狩は、吉宗による狩猟の集大成と位置付けられるのである。

四 受け継がれる小金原鹿狩（寛政七年の小金原鹿狩）

(一) 吉宗の狩猟、その後

ここまでで、享保二年、吉宗によって鷹狩が再興されてから、享保十一年の小金原鹿狩という壮大な規模の狩猟が実現するまでを論じた。享保十一年の小金原鹿狩に至るまでには勢子運用という点に

において幾多の試行錯誤があったということはこれまでに明らかにした通りであり、そうした意味では享保十一年の小金原鹿狩は吉宗の狩猟の集大成と位置付けるに足る成果であった。

しかし、吉宗の狩猟はこの後も発展していく。特に騎馬勢子の運用についてはこの後も繰り返し指示が出ているのである。例えば享保十一年（一七二六）十月七日、騎馬勢子を勤める番士への申し渡しにあつては、地面に降り立った鶉を騎馬勢子で囲むための指示が出ている（『御小性組方例書私録』「遠御成之部」）。

一、鶉落有之、鼻乗組頭衆被乗出候ハ、名之順之通、段々一
所_ニ乗次、間切レ不申候様可被心得候事、両輪_ニ成候て、輪
切レ不申様被相心得、遅キ馬ハ追候_而輪並揃候節、拍子木
打可申候間、早速馬留候_而、馬之鼻輪之内_江向ケ可被申候、
留候節も馬出入無之様可被心得候

二の（二）で取り上げた享保七年（一七二二）三月十八日の追鳥狩にあつては雉子の逃げた方に速やかに移動し吉宗の方に追い立てるという程度であった指示が、右の指示では鶉を包囲するという次元に至っているのである。また、猪狩について享保十五年二月二十二日に申し渡された指示においては、両番番士による騎馬勢子・歩行勢子に関して細かな指示が見受けられる。注目すべきは馬

上槍に関する指示である（『御小性組方例書私録』「遠御成之部」）。

一、御網之内_江猪出、網_江懸可申候様子_ニ候ハ、鼻乗組頭より
一行_ニ乗出、御書院方ハ乗合、御網懸もれ候猪を引包突留
可申候、

但右之節入乱突留候義_者無用_ニいたし、銘々騎馬之手近_江
寄候所を突留可被申候、此節総騎馬混雑無用様可被申合
候

網の内に猪が出て、網に懸かりそうな様子であれば、小性組の騎馬勢子は組頭を先頭に一列になって馬を駆り、書院番の騎馬勢子は小性組の騎馬勢子の動きに合わせて、網から逃れそうな猪を包み込んで突き留めよとの指示である。ここでは馬上槍が当然の命令として出されている。享保十年・十一年の小金原鹿狩から数年後、馬上槍を習熟した番士が増加したことを想起させる条文である。さらに、騎馬勢子の隊列が乱れないようにすることも指示されている。騎馬勢子の部隊同士の連携と、部隊として統一のとれた動作が求められるわけである。

享保十年・十一年の小金原鹿狩は巷間よく知られるところではあるが、吉宗の狩猟はその後改良が加えられていったのであり、それは組織的な軍事行動をこなす番士が増えたということである。こ

とに獣である鹿や猪を槍で仕留めるといふ鹿狩は番士の逞しさを涵養することにもつながったであろう。さらに、番士を統率する番頭や組頭が勢子の指揮にあたったという点は、そうした役職に就いている者に指揮能力を付けさせるということにもつながったのである。

(二) 寛政七年の小金原鹿狩

吉宗の狩猟に対する取り組みは後世に受け継がれたのであろうか。本論でそれを論じ切ることにはできないが、寛政七年（一七九五）三月五日に実施された小金原鹿狩を取り上げて、その解答の一つとしたい。

寛政七年（一七九五）三月五日に実施された小金原鹿狩は、享保十一年以来の小金原鹿狩であるが、本来であればすでに実施されていたはずであった。すなわち、松平定信が老中であった頃の寛政三年七月二十四日にその実施の仰出が出されているのである（『大狩盛典』十二）。高見澤美紀氏は小金原鹿狩を計画した定信の意図について、「享保期への復古・文武奨励・農政への配慮」、さらには「幕臣団の再掌握」をねらったものとしている⁵⁷。定信の武芸奨励全般に関しての評価であれば首肯できるところではあるが、そのみでは後述するような勢子運用の変化——より効率的な運用方法が求められたということである——についての説明にはなり得まい。高見澤氏の挙げるもののほかに、軍事訓練としての小金原鹿狩に注目

したということも理由としてあったと思われる。

寛政元年（一七八九）、アイヌ人が蜂起するという事件が起こった（クナシリ・メナシの戦い）。この事件自体は松前藩によって鎮圧されたわけであるが、幕府は事件を重大視した。蜂起の背景に南下の気配を見せていたロシアがいるのではないかと恐れたのである。それは北方の守りをいかにするかという問題にも及ぶものであり、同年定信は幕臣最上徳内を蝦夷地に派遣してその防備の検討を開始している。また江戸湾の防備も定信をはじめとする幕閣の検討課題であって、寛政五年（一七九三）三月から四月にかけて、定信は自ら相模・伊豆湾岸の巡視に出ている⁵⁸。寛政の小金原鹿狩とはこのような状況下で企画されたものであり、そこに軍事訓練としての小金原鹿狩を見出すのは容易であろうと考える。

小金原鹿狩は寛政五年七月、定信が將軍補佐・勝手掛老中から罷免されたことで頓挫するものの、老中松平信明、若年寄立花種周によつて再び計画された。寛政六年五月二十九日の兩名の仰渡によれば「諸事享保十一年の通相心得可申」とあり（『大狩盛典』十二）、享保十一年の小金原鹿狩を範としたものであるということになる。しかし、勢子の規模やその運用を検討した場合、享保十一年の小金原鹿狩とは異なる点がある。第一に挙げられるのは小金原鹿狩に動員された百姓勢子の規模である。享保十年・十一年の小金原鹿狩において立切勢子を勤めた百姓はおよそ一万人。これに対し、寛政七

年の小金原鹿狩にあつては七万人を超えるすさまじい規模の動員がなされているのである。⁸⁹⁾

このような百姓勢子の大幅な増加に比べれば、幕臣による勢子には目立った増加は見られない。しかしながら、その運用方法、特に駈騎馬・三番方歩行勢子については享保期の小金原鹿狩に比して明らかに高度な運用が実現しており、鹿狩の有する軍事訓練としての性格をさらに強めたものとなっている。

さて、図4は同年の小金原鹿狩を描いた絵図『寛政小金御狩場縄張間数絵図』（『大狩盛典』所収）より作成したものである。一見してまずその違いがわかるのは、網、立切勢子、歩行勢子の配置場所が享保十一年の小金原鹿狩と反対になっている点であろう。御立場（図4の1）から右に伸びた網（図4の2）は三七〇間（六六六メートル）、享保十一年の小金原鹿狩の網は四五〇間（八一〇メートル）であったから、百メートル以上短くなっている。また、御立場左手には一六九間（約三〇四メートル）の竹矢来が設けられている（図4の3）。これらについてはどのような意味があるのかは不明であるが、享保十一年の配置では何らかの不都合があったのであろうか。一方、駈騎馬の配置はそのままである（図4の4、5）。また、底本とした絵図に描かれていなかったため、図4もそれに従っているが、当然のことながら追懸騎馬は存在する。同年の鹿狩に関する他の絵図から鑑みるに、御立場とは反対側、すなわち御向勢子（図4の

14）の前後左右で馬を駆り、獲物を追い詰めていったと思われる。御立場前には享保の小金原鹿狩同様に、騎射場を示す松が四本植えられている。当日の騎射動を命じられているのは書院番番士四名、小性組番士三名、新番番士一名、大番番士一名、小姓一名、小納戸一名である（『大狩盛典』九十四）。これら十一名の騎射衆は鹿狩の最中に騎射場においてその腕前を披露することとなる。なお、図4に示した幕臣の勢子の周りには百姓勢子の包囲網が敷かれている。

鹿狩の開始は御立場より五十目筒の空砲を一発ずつ二度放ち、次いで五発の釣瓶打である。この点は享保の小金原鹿狩と同様であるが、寛政期にあつてはさらに五十目筒の空砲を二発、これは百姓勢子に対する合図である。この合図は鹿狩中、三度あつたという（『大狩盛典』九十）。合図に従って百姓勢子は包囲網を狭めていったものと考えられる。龐大な百姓勢子を円滑に運用するには、こうした段階を踏んだ指示を出す必要があつたのであろう。

こうして始まった寛政の小金原鹿狩であるが、各所に配置された幕臣の勢子はどのような働きを見せたのか。本論ですべてを網羅することはできないが、享保の小金原鹿狩と比して変化の目立つ駈騎馬・三番方歩行勢子の運用について、以下、検討する。

① 駈騎馬の運用

寛政の小金原鹿狩においては、小性組三組（図4の4）、書院番

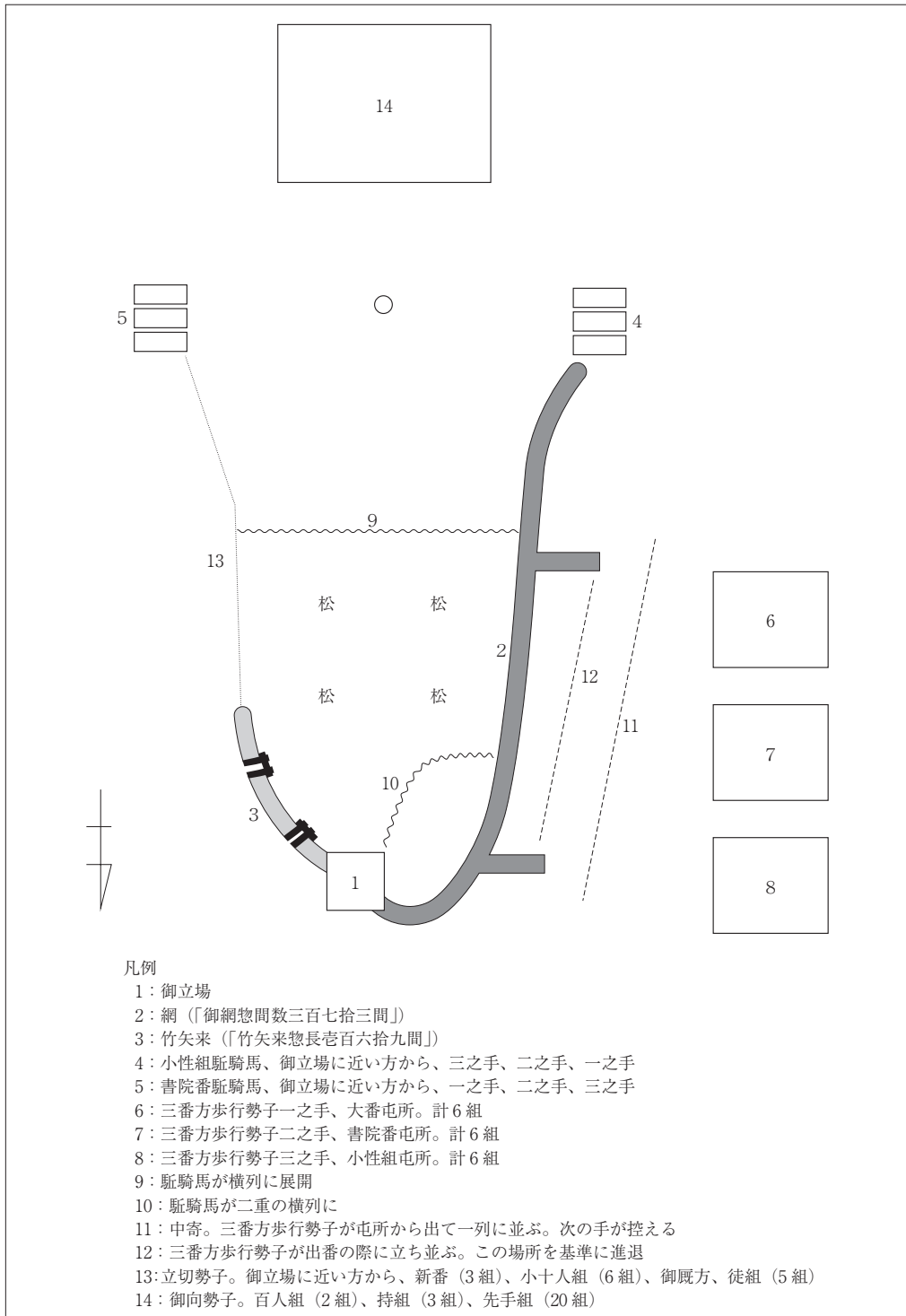


図4 寛政7年の小金原鹿狩

出典：『寛政小金御狩場繩張間数絵図』（『大狩盛典』所収）より作成した。

三組(図4の5)がそれぞれ左右の駈騎馬を担当している。各組からは二十名程度の番士が駈騎馬として鹿狩に参加しているのでおよそ二〇名の番士が駈騎馬を勤めていることになる。規模としては享保の小金原鹿狩と大差ないが(享保の小金原鹿狩における駈騎馬の方が若干名多い)、その運用面には大きな違いがある。寛政七年正月に小納戸頭取より駈騎馬の面々に出された指示によれば、左右六手の連携した勢子運用が見て取れるのである。

鹿が出る様子を判断し、御立場から白布が一字に振られるのが駈騎馬開始の合図である。この合図を受けた駈騎馬は左右一之手から一行に乗り出して、目印の鷹(図4中央の○印)まで進む。三之手の拍子木に従って御立場の方に前進し、騎射場の松から二十間(三十六メートル)のところで横列に展開する(図4の9)。網の内にいる鹿の様子から判断を下して、番頭の合図(鷹)で小性組駈騎馬・書院番駈騎馬は左右に分かれて元の立場に戻る。御立場で白布が一字に振られるたびにこれを繰り返す。元の場所に引き上げる途中であっても鹿が網に入ってきた際には再び図4の9で横列を形成する。この間、御立場前では騎射が行われているのであるが、御立場で白布が右回りに振られると、それは騎射の終了の合図である。この後は御立場からの合図はないので、(番頭が)鹿が網の内に入るのを見計らい、六組は再び目印の鷹(○印)に集合し、拍子木に従って前進し(再び横列を形成しているものと思われる)、網の狭く

なったところまで鹿を追い、馬を留めることなく六十人ずつ二重の横列を作り、御立場脇の網にまで鹿を追い詰めて乗り留める(図4の10)。さらに前列の六十人から三十人ずつ入れ替わりに鹿を突き留めていく。包囲した鹿をすべて突き留めた後、書院番駈騎馬・小性組駈騎馬、それぞれ三行の縦列を作り、互いに確認し合いながら揃って元の場所に戻る。鹿が再度網に入っていた際には再びこれを繰り返す。元の場所に戻る途中で鹿が入ってきた場合はそこから引き返し包囲する^②。

以上が寛政期における駈騎馬の運用である。横列に展開し、さらには二重の横列に変化して鹿を追い詰めるという運用は、駈騎馬六手に配属されている番士の馬術に相応のものが要求される上、日頃の訓練が必要であることは言うまでもない。享保十年の小金原鹿狩にあつては、鹿が多数網に入ったのを見た吉宗が左右の駈騎馬すべてに対して突撃を命じたところ、『御狩日記』にある通り、入り乱れるという結果になってしまった。このことを鑑みれば、寛政の小金原鹿狩における駈騎馬の水準は相当に高いということになる。

②三番方歩行勢子の運用

三番方歩行勢子については、一之手が大番(図4の6)、二之手が書院番(図4の7)、三之手が小性組(図4の8)という享保の小金原鹿狩の枠組みを踏襲し、基本的な動作も享保十一年の小金原鹿

狩と同様であるが、変化したところもある。享保十一年の小金原鹿狩では、三番方歩行勢子の始動の合図が法螺貝と白魔であるのに対し、寛政の小金原鹿狩にあつては法螺貝のみの合図である。このような差異は些細なものであるが、以下、寛政七年正月に小納戸頭取から三番方に出された指示を元に、三番方歩行勢子の働きを時系列で追ひ、享保の小金原鹿狩との違いを明らかにしてみよう。

歩行勢子開始の合図である御立場からの法螺貝に従つて、大番頭は三ツ拍子の太鼓を打ち、屯所から配下の番士が出払うまで打ち続ける。屯所から出た大番歩行勢子は中寄、絵図によれば網からの距離五十五間（九十九メートル）のところで一文字に並ぶ（図4の11）。御立場で白魔が振られるのに従つて、網から十五間（二十七メートル）のところまで詰め寄せる（図4の12）。この場所には目印として「芝切」が置かれている。網が開かれ、鹿が網の内から追い出されるのは大番（あるいは書院番・小性組）が図4の12に立ち並んだ時であろう。番士は基本的に図4の12を基準として動くことになる。各組の番士はあらかじめ五人ずつの組に分けられており、この五人が立ち並んだところから網までが五人の持場となっている。網の内から鹿が追い出されると、五人は図4の12から進み出て鹿を突き留めるが、それは持場内のこととなっており、他の五人の持場に鹿が逃げた際には鹿が逃げた先を持場とする五人が鹿を突き留める。最初の五人は元の場所（図4の12）に戻り、再度鹿がやってくるのに

備える。他の五人の持場を荒らしてまで鹿を突き留めてはいけない。ただし、状況によっては総掛かりが命じられることもある。大番が図4の12にまで進んだのを見計らい、二之手である書院番がやはり三ツ拍子の太鼓で屯所より出て、中寄（図4の11）のところに立ち並ぶ。御立場からの白魔の合図に従つて大番は屯所に引き取り、図4の12に立つのは二之手である書院番となる。書院番の図4の12への前進に従つて三之手である小性組が中寄（図4の11）に立ち並ぶ⁽⁶⁾。一之手から二之手、三之手と順繰りに前に出るという基本的な運用は享保期の小金原鹿狩にも見られたところであるが、こと鹿を突き留める段においては、両者の間には大きな差があるといえる。一文字に立ち並び、網際まで押し寄せて鹿を突き留めるといふ享保の三番方歩行勢子に比して、寛政の三番方歩行勢子はさらに組織的な動きを指示されているということになる。

以上、不十分ではあるが寛政七年の小金原鹿狩における勢子運用について検討を進めた。寛政の小金原鹿狩にあつては、勢子の編成など、枠組みこそ享保の小金原鹿狩を踏襲しているといえようが、その勢子運用の水準としては明らかに享保の小金原鹿狩を上回るものである。同年の小金原鹿狩は、繰り返される異国船の来航など、内外の緊張の高まる中で実施された嘉永二年（一八四九）の小金原鹿狩に、ほぼそのままの形で受け継がれている。すなわち小金原鹿

狩は寛政七年に「完成した」といえようが、このような成果をもたらしただけでは何か。直接的には小金原鹿狩の実施前に度々繰り返し返された勢子訓練によるものである。しかし、それだけであるのか。

一において、享保二年の鷹狩復興の際、廃絶前の勢子運用の方法を知っている者を探すことすら困難であったことを取り上げた。吉宗はそのような状況から狩猟を繰り返し試行錯誤を積み重ね、その結果として小金原鹿狩を実現させたのである。小金原鹿狩こそ実施されなかったものの、狩猟自体は家重（九代将軍、在職一七四五～一七六〇）、家治（十代将軍、在職一七六〇～一七八六）も実施していたということ鑑みるならば、寛政の小金原鹿狩とは、吉宗以来の狩猟の経験が受け継がれた末に実現したものと見える。吉宗の狩猟への取り組みとその成果は、後世に受け継がれたのである。

おわりに

以上、徳川吉宗による狩猟、特に小金原鹿狩について、勢子運用の面から分析を進めた。従来の吉宗の狩猟についての評価にあつては、鷹狩の復興と鹿狩の実施という二つの事例を並列するのみであり、勢子を知る幕臣を確保することすら難しかったという当初の段階からいかに発展していったかを抜きにして語られてきた。しかし、本論で明らかにした通り、千人を超える勢子、歩行勢子・騎馬勢子

を組み合わせた高度な勢子運用——それは高度な軍事演習でもある——に至るまでには一つひとつの狩猟の積み重ねが存在したのである。

勢子運用についての試行錯誤は、本論においては度々強調するところであるが、それは吉宗に対する称揚をもくろむることではない。四で取り上げた通り、寛政（・嘉永）の小金原鹿狩における勢子運用は享保の小金原鹿狩における勢子運用以上に組織化されたものであった。しかしそうした勢子運用は明らかに享保の小金原鹿狩における勢子運用を基礎としたものであり、水準こそ享保の小金原鹿狩の勢子運用を上回っているものの、同種の勢子運用であるといつてよい。そしてそれは一方で、享保の小金原鹿狩、突き詰めれば吉宗の狩猟に対する試行錯誤がなければ実現の難しい勢子運用でもあった。寛政期であれ嘉永期であれ、小金原鹿狩を実施するにあたって、仮に吉宗による成果がなかったとするならば、享保二年五月十一日の鷹狩のごとき水準から取り組みを始めねばならなかったということになる。軍事的色彩の強い鹿狩は、有効な軍事訓練を必要とする時代にこそ、その真価が発揮されるべきものでありながら、その実施には幾多の試行錯誤が求められる。吉宗が狩猟に関する試行錯誤を引き受け、その成果が軍事訓練を必要とする後世の鹿狩の土台となったという点を鑑みるならば、吉宗の狩猟への取り組みは歴史的な意義を有しているのである。

さらに、旗本家臣の排除についても、一考を要するものと考えられる。幕府の軍制にあつては、旗本はそれぞれが召し抱えた家人を伴つて戦地に赴き、ともに戦うことになっている。五番方とは直臣である旗本（および番頭に附属する与力や同心）のみで構成されたものではなく、旗本それぞれに附属する家臣を含めた組織なのである。軍事色の強い小金原鹿狩にあつて、本来であれば、勢子を勤める番士の傍らにはそれぞれ供の者がいて然るべきであるはずが、勢子は幕臣と百姓のみで構成され、旗本家の家臣は勢子に関わりを持たなかつた。軍役に基づく伝統的な軍事体系を超えた姿が出現したといえる。吉宗の意図が何であつたかは不明であるが、少なくとも、このような吉宗時代の新たな試みが後世の幕閣に何らかの示唆を与え、旗本家臣を直臣化しすべての兵員を幕府が直接指揮下に置くという幕末の軍制改革に何らかの影響を与えたということが推察されるのである。

以上で本論を締めくくろうと考えるが、二点、今後の課題を挙げておきたい。

第一に、武芸上覧と狩猟との関係である。本論にあつては、特に騎馬勢子運用の発展には大きな紙面を割いた。本論では、繰り返し返される狩猟での経験がその発展に結びついたとしたが、吉宗期にあつて度々実施された、五番方番士を対象とする弓馬上覧の影響も考える必要がある。すなわち集団的な運用が狩猟によって培われるとす

るならば、個々人の技量は弓馬上覧を通じて高められたと考えられるのである。狩猟と武芸上覧が補完関係にあつたという観点の下、武芸上覧の影響もあわせて進めていきたいと考えている。

第二に、小金原鹿狩の全国的な伝播である。本論においては、享保の小金原鹿狩が後世に受け継がれたということは論じたが、それはあくまで幕府内に限られる。全国の諸藩は、幕府内で実施された小金原鹿狩をどのように捉えたのか。この点については、現状では指摘する以上の材料を持たないが、一点、地方への伝播を考える一助となる史料を提示したい。

国文学研究資料館の「日本古典籍総合目録データベース」で検索したところ、小金原鹿狩に関する史料は全国で所蔵されている模様である。これらは軍事訓練の必要性の増した寛政・嘉永の小金原鹿狩に関わる史料であることが多い。しかしながら、必ずしもそればかりではない。図5は小金原鹿狩の様子を描いた木版画である（「小金原鹿御猪狩全図」、甲賀市水口図書館所蔵）。この木版画がどの小金原鹿狩を描いたものであるのか、それを明示する文言はない。しかしながら、御立場の左手に三番方歩行勢子が描かれているという点からは寛政・嘉永の小金原鹿狩ではないということができ、周囲に記載されている文章に「騎馬世話人、五人ツ、御使番致候」とあることから、使番五人が「騎馬世話人」（騎馬勢子の指揮）を勤めた享保十一年の小金原鹿狩と判断することが可能である。水口図書館にこ



図5 「小金原御猪狩全図」
(甲賀市水口図書館所蔵)

の木版画が所蔵されるに至った経緯は不明であるが、広く衆人に周知させることが可能な木版画に享保十一年の小金原鹿狩が描かれたということは、当時の人々にとって小金原鹿狩が享保の段階から大きな関心を持って受け止められたと考えられるのである。他所の関係史料については今後の調査を進めていく所存である。

注

- (1) 黒板勝美・国史大系編集会編集『徳川実紀』(八)、吉川弘文館、一九七六年。黒板勝美・国史大系編集会編集『徳川実紀』(九)、吉川弘文館、一九七六年。
- (2) 同右、『徳川実紀』(九)。
- (3) 同右、二六七頁。
- (4) 徳富猪一郎『近世日本国民史』(二十一、吉宗時代)、近世日本国民史刊行会、一九五四年、七三〇～七八頁・二九六～三〇四頁。
- (5) 大庭脩『江戸時代の日中秘話』東方書店、一九八〇年、一九〇～一九三頁／同『解題』、大庭脩『享保時代の日中関係資料』(二、朱子三兄弟集)、関西大学出版部、一九九五年、七〇三～七四七頁／同『徳川吉宗と康熙帝——鎖国化での日中交流』大修館書店、一九九九年、二五二～二六〇頁／今村英明『徳川吉宗と洋学(その一、軍事・工学)——オランダ商館史料を通して』『洋学史研究』(十九、二〇〇二年、一〇～四六頁／魚住孝至『一八世紀における武術文化の再編成——社会的背景とその影響』笠谷和比古編集『一八世紀日本の文化状況と国際環境』思文閣出版、二〇一一年、三六七～三九二頁／郡司健『享保期の異国船対策と長州藩における大砲技術の継承——江戸中期の大砲技術の展開』笠谷和比古編集『一八世紀日本

- の文化状況と国際環境」思文閣出版、二〇一一年、三九三～四一五頁。
- (6) 小山松吉「日本弓道概論」長坂金雄編集『弓道講座』(一)、雄山閣出版、初版一九四一年・復刻一九九四年、四六頁、五〇～五一頁／斎藤直芳「日本弓道史」長坂金雄編集『弓道講座』(二)、雄山閣出版、初版一九四一年・復刻一九九四年、二八七～二八八頁／「騎射の伝統」石岡久雄ほか編集『日本武道大系』(四、弓術)、同朋社出版、一九八二年、四二九～四三四頁／「小笠原流」石岡久雄ほか編集『日本武道大系』(四、弓術)、同朋社出版、一九八二年、五～九頁／入江康平「徳川吉宗の武芸奨励」二木謙一ほか編集『日本史小百科』(武道)、東京堂出版、一九九四年、一一二～一一三頁／石川久夫「近世日本弓術の発展」玉川大学出版部、一九九三年、一五八～一五九頁。
- (7) 今村嘉雄「十九世紀に於ける日本体育の研究」第一書房、一九八九年、二六三～三三三頁。
- (8) 菊本智之「近世中期の為政者の武芸思想に関する一考察——徳川吉宗と武芸の関わりを中心に」『スポーツサイエンス』(一一)、二〇〇六年、三一～四六頁。
- (9) 拙著「惣領番入制度、その成立と意義——吉宗期の武芸奨励と関連して」『日本研究』(四十五)、二〇一二年、五一～一三三頁／同「惣領番入制度と五番方——吉宗期の事例を中心に」『日本研究』(四十六)、二〇一二年、四五～九九頁。
- 筆者はこのような問題関心の下、惣領番入制度そうりょうばんにゅうせいどについて、右二本の論考を発表した。同制度は享保九年(一七二四)、吉宗によって創始された制度である。同制度は旗本の惣領(跡取り)を、五番方(書院番、小性組、大番新番、小十人組、兵員が旗本で構成された幕府の主力部隊)の番士(兵員)として番入させる(召し出す)というものである。本来、惣領はそれぞれそれぞれの家の当主になった後で番士となる。しかし、同制度を活用すれば当主に当主になる前に番士となることが可能であり、収入・昇進の面で有利であった。
- ただし、同制度を通じて番士となるには、事前に課される武芸の試験(武芸吟味)を勝ち抜く必要があった。旗本家の惣領は同制度の恩恵を獲得するため、武芸に励み、武芸吟味に備えたのである。すなわち、武芸に励むということに制度的な恩恵を保証する武芸奨励であった。しかしながら、同制度による武芸の奨励には限界があった。すなわち、同制度の対象が番入をしていない旗本家の惣領であるがゆえに、番入後の武芸出精を保証するものではないということである。「番士の心得方を、狂歌に作りたる」「番衆狂歌」(作者・作成年代不明)に「御奉公願の内ハ稽古する御番入して止る不届」との一首がある。おそらくは惣領番入制度を通じて番入した者のみならず、当主となつてから番入した者への警句(あるいは皮肉)でもあろうが、いずれにせよ、幕臣に武芸を奨励するには惣領番入制度のみでは不足であるということはおそらくわかる。番士に対しては別の武芸奨励が必要であり、狩猟もその一つとして数えられよう。
- (10) 村上直・根崎光男『鷹場史料の読み方・調べ方』雄山閣出版、一九八五年、七五～七七頁／大石学『享保改革の地域政策』吉川弘文館、一九九六年、一〇〇～一二三頁／根崎光男『將軍の鷹狩』同成社、一九九九年、八二～一一〇頁／同『江戸幕府放鷹制度の研究』吉川弘文館、二〇〇八年、二九二～三四八頁／岡崎寛徳『鷹と將軍——徳川社会の贈答システム』講談社、二〇〇九年、一三六～一五二頁。
- (11) この傾向は武道学においても同様であり、吉宗の狩猟を武芸奨励の一環として捉えた上で、そこにいかなる評価を加えるのかという観点において、管見の限り、それを充たす研究は見当たらない。
- (12) 高見澤美紀「享保改革期における將軍狩猟と旗本政策——享保一〇年小金原鹿狩の検討から」『千葉史学』(三十一)、一九九七年、二五～四二頁。
- (13) また、高見澤氏は享保十年の小金原鹿狩において騎馬勢子として参加した両番番士の昇進について論及し、不参加であった番士よりも昇進の度合いが強いとしているが、後段で述べる通り、享保十年の小金原鹿狩は翌年

の小金原鹿狩のための「御試」であり、そのような位置付けである鹿狩への参加が昇進に結びついたとは考えにくい。昇進と騎馬勢子参加の関係性に言及するのであれば、騎馬勢子参加者の石高や家柄も視野に入れた上で、石高や家柄に左右されない「騎馬勢子参加型昇進モデル」を提唱すべきではないか。

(14) 『国史大事典』内の「しよいんばん 書院番組」、「こしようぐみ 小性組」、「おおばんぐみ 大番組」、「しんばんぐみ 新番組」、「こじゆうにんぐみ 小十人組」の項より。

(15) 享保十一年の小金原鹿狩実施に至るまでの吉宗による狩猟の一覧を別表として末尾に附した。適宜参照されたい。

(16) 前掲(2)、二六九～二七〇頁。

(17) 前掲(1)、享保二年七月二十三日の条。

(18) 南和男「江戸幕府御徒組について」『日本歴史』(二二四)、一九六六年、二五～五〇頁。

(19) 『御徒方万年記』、『内閣文庫所蔵史籍叢刊』(六十九)、汲古書院、一九八七年。

(20) 同右、享保二年二月二十五日の条
大佐渡守殿被 仰聞候者、雲雀鷹・鶴鷹・白鳥鷹之節勢子勤方之儀、同役中江申達、御徒古者共之内ニ存候者も可有之候間、承合書付仕差出候様^ニ与被仰聞候。

(21) 同右、享保元年三月三日の条

雲雀鷹・鶴鷹之節相勤候者無御座候、白鳥勢子助取相勤候者^者御座候、右之段書付去ル廿九日佐渡守殿江差出候処、佐渡守殿被仰聞候ハ、組之内雲雀鷹・鶴鷹之節相勤候者無之段御承知被成候、父相勤候^而外ニ罷在、又^者隠居などいたし存候者有之候歟、父親類など相勤、又^者様子承伝書面いたし置候事可有之候、雲雀鷹・鶴鷹、久敷儀にて^茂無之候
嚴有院殿様 御代に^茂有之候間、其身勤不申候^而も、右之通父・親類相勤、

書面いたし置候^茂可有之候間、とくと承合、書出候様、御同役中江申達候様^ニと被仰聞候

(22) 『御小性組方例書私録』「遠御成之部」

享保二丁酉年五月七日

一、大久保佐渡守殿御渡候由^ニて、御目付稲葉多宮為見候書付、御書院番頭・御小性組番頭、御成・還御共^者立、御供仕候筈、此段可申談事

一、右多宮為見候御書付之趣、難心得^ニ付佐渡守殿江相窺候処、左之通被仰渡候

一、御鷹野之節、両番頭之内、御成・還御とも申合、^者御先隅田川木母字辺迄罷越、還御之御供可仕候、両番頭之内御供仕候得^者、御用弁候間、其辺可申合と被 仰聞候事
此以後、御鷹野之節、両番頭^者立
御成御供、^者立

還御之御供相勤候、尤御書院方御小性組方代々右之通相勤候事

※『御小性組方例書私録』は七代將軍徳川家継(在職一七一三～一七一六)から十代將軍徳川家治(在職一七六〇～一七八六)の期間における小性組に対する各種法令、あるいは小性組の運営に関わる申し合わせ事項などを内容別・年代別に記録したものである。同書は成立年代・作者ともに不明であるが、成立年代については地の文で家治期を「当御代」と書いていることから、家治期に成立したものと考えられる。また、内容が小性組番頭としての立場からまとめられている点から、作者は家治期に小性組番頭にあつた者と推察される。国立公文書館所蔵。

(23) 同右。

(24) 同右。

同月九日

一、大久保佐渡守殿、兩番頭詰番江被仰聞候者、御鷹野

御成之節、御先懸放シ候所御座候間、御供之立前見合可申候、御徒・

小十人杯と混雜可致候得共、夫共無構相立可申候

御目通遠くも御座候間、何及不及平伏立候而可罷出候、尤 御先^三御

差図可被成候へとも、兼而相心得可被在之、若御鷹杯それ候ハ、

御番衆其外心掛可申候、乍去急度見届候事^三無之候、委細^三稻葉民也・

仙波七郎左衛門^三承合可申候旨被 仰候

(25) 前掲(一)、享保二年五月十三日の条

少老大久保佐渡守常春去年より鷹鶴の事つかさどりしが。こたびはじめ
て放鷹の御遊ありしをもて。時服三襲たまはり褒せらる。且この後御鷹
狩には常供奉たるべしと命ぜらる。小納戸にて其事つかさどりし桑山内
匠頭盛政。松下専助当恒金二枚をたまふ。鷹師頭戸田五助勝房にも時服
二。羽織一をたまふ。

(26) 伊勢貞丈『貞丈雜記』今泉定介編集『故実叢書』(二)、吉川弘文館、

一九二八年、四九二頁。

(27) 『教令類纂』二集七十三「武術之部」内閣文庫所藏史籍叢刊(二十二)、
汲古書院、一九八二年。

(28) 『享保遠御成之記』享保四年三月一日の条

一、「前略」御差図有之、御貝吹、御徒組勢子人数寄七參候、其節御貝三
度吹、小十人組人数寄七候、其節御貝二度吹、其行列^三 御前之方江段々
寄七候、小十人組・御徒共々組々江印を立ル、御小人持之、段々勢子
御立場之方江寄七申候〔以下略〕

(29) 同右、享保六年三月二十五日の条

一、「前略」御徒頭牧野新平・長田三右衛門・松波甚兵衛三組江、赤白之
御目印相渡、右之方之組^三赤、左之方之組^三白と申様ニ相定、赤白之御
目印御前^三振候ハ、右之方勢子追詰可申候、白キ御目印 御前^三振
候ハ、踏留可申候、御前之方御目印振止シ節^三横ニ成候間、御目印振ら

れ候節^三、御答^三白^三も赤^三も御目印振合候^三、勢子追詰可申旨、御徒
頭三人^三松下専助被申談候

(30) 同右。

一、橋場之方、百姓勢子百人、御鳥見三人、伊奈半左衛門家来三人、場
所相詰居、御成前五ツ之鐘承候^三、大川畑迄追詰させ、元之所^三引
居候、白鳥池之方^三六町計、先令百姓勢子三百人、御鳥見拾人、伊
奈半左衛門家来五人、白鳥池之向通り迄、相図之御貝之音聞^三江次第、
勢子之者声ヲ合、追詰させ可申候、御貝三度相聞^三、右之通ニ追七申候
〔以下略〕

(31) 前掲(22)「弓馬并水稽古之事」。

一、馬勢子乗双、雉落候節、拍子木^三にて乗出、雉子追立、馬之頭 御前
之方^三立置拍子木合候ハ、其俣引返し、元之所^三乗双、馬立可申候、
幾度も同前之事、馬立所芝^三つくりの筋有之候間、つくりのすしを
前にして立可申候

(32) 同右。

一、雉子御立場を背き、二町も脇へ落有之候ハ、横扇之相図^三にて、右
之方^三専助鼻馬^三にて乗出し候間、其節^三一行^三段々乗出、専助馬をとめ
候処^三にて、何も馬を立、御前之方^三雉子追立遣申、尤乗切輪乗^三候間、
順々早馬^三可致候、尤左リ之方^三雉子落候ハ、三十郎・専助之通可
被致候事

但雉子追立候ハ、拍子木^三にて銘々順々段々一行乗、元之立場^三馬
返し申候、且又早馬之節^三、騎馬合見やらせ、早キ馬ハ先乗之馬
を見合、乗越不申候様いたし、遅キ馬^三随分跡より馬つかへ^三なしや
う、早く乗可申候、尤遅候ハ、跡声かけ早く被乗候やう可申事

(33) 『柳營日次記』享保七年三月十八日の条

一、小十人組・御徒方御定書
一、御鷹場^三、貝二声小十人、同三声御徒方、赤庵振候時、押出シ、白

鷹振候時踏留

一、小十人方者御鷹場々御相図之時、同音に高ク一声かけ鎮押出し、御山御立場片通踏留、尤押候内者声かけ不申、鳥出候近所々四五人声かけ追懸可申候、一同にハ声かけ不申候事

一、鳥捕、直持参可申候、其組之頭付候ニ不及、人々之姓名紙札ニ書付可申候事

一、御供方押出し候より踏留迄音なく、鳥出候近所々四五人程声かけ可申候、踏留り候後、押詰候様ニ御差図有之時、一同声高クかけ、鎮押出し詰可申候、雉子随分損シ不申候様ニ捕可申事

〔以下略〕

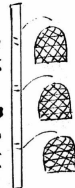
(34) 前掲(28) 享保七年三月十八日の条

壹番之印 白白白 貳番印 赤 三番印 青

四番印 白 五番印 赤 六番印 青 七番印 赤

八番印 白 九番 白赤白 拾番印 赤赤赤

右印



如此之様子ニ籠ヲ紙ニ張ル

(35) 前掲(22)、「弓馬并水稽古之事」。

同八癸卯年八月十二日

一、大久保佐渡守御渡被成候御書付

見出し

兩番頭江

来月中旬、鶉御鷹野有之候付、兩番騎馬勢子入候間、一組より五

人宛、都合九拾五人一帳ニ書立可被 出候、兩番より余慶別紙ニ十人可書出候、且又右之節、兩組頭之内、騎馬勢子可相勤人可被書出候 八月

(36) 前掲(1)、享保八年三月二十二日の条

駒場野に猪狩あり。猪十八頭をかり得たまふ。御みずから猪。兎各一頭をつきとめらる。戸田山城守忠真陪従して猪一頭を得たり。兩番の頭。組頭。及び番士みな騎馬して駆馳す。徒頭四人もこれに同じ。供奉の少老大久保佐渡守常春に。御みづから猪をうち獲られし銃丸をたまふ。

(37) 前掲(12)。

(38) 前掲(22)、「遠御成之部」。

同八癸卯年三月十六日。

一、大久保佐渡守殿口上ニて兩番頭詰番江被仰聞候者、御猪狩之節、番頭中御供望之もの、大勢ハ不相成候、三四人罷出可申候、尤御番差合不申候様ニ可致候、右罷出候姓名并組々今も若キ面々望之分者、勝手次第可罷出候、尤右名寄も可書出旨被仰聞候事

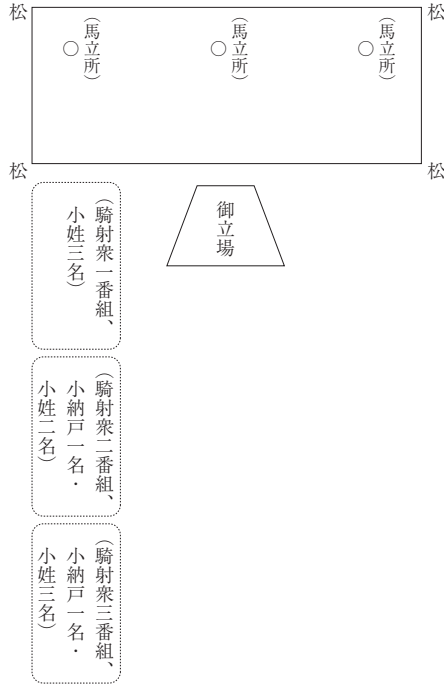
一、騎馬勢子相勤候者、於御場竹鍵并采幣可相渡候間、左様相心得、鍵ニて鹿を突留候様ニとの事ニ候間、右馬も物おち無キを心かけ乗候やうニと、御目付稲葉多宮被申聞候事

(39) 松戸市誌編さん委員会編『松戸市史』(中)、松戸市役所、一九七八年、三二七～三四七頁。

(40) 前掲(12)。

(41) 『御狩日記』(一)。

享保乙巳春の正月の末ツ頃 仰出されたりけるハ、来年春に至りて下総国小金原におゐる御鹿狩可被遊、且ハ 御試のためなれば、先彼地におゐる当春 御狩有へき旨被 仰出、依之御小納戸役之内、松下専助・佐野伊右衛門・土岐八左衛門・浦上弥五左衛門、右四人を以御鹿狩御用頭取に被 仰付、諸事頭取より可相定の旨なり



(42) 同右。

諸役人并二兩御番之面々馬上^二鹿突留申度輩ハ可申上之由、頭取四人奉り、大久保佐渡守^{江若年}達し、夫々諸役人并二兩御番頭^江被申渡候^而、各書附差上られ候、其後馬達者^二追懸騎馬可相勤器量に当り候者撰出すべきのよし、頭取四人亦奉りにて、御鹿狩御当日出勤之兩御番の番頭同しく組頭、御本丸并^二之、御丸兩御番之内、騎馬健勤願之面々を率ひて^{騎馬}め願大勢有之候内、馬達者^二相見へ候計、兩御番之番頭^{組頭}中提出候^而、田安広芝へ可被差出候^而、則彼地におゐて駆二篇宛并^二馬上之鐘之体、頭取四人検分を遂げ、其甲乙を吟味之上、追懸騎馬の人数相定り候、^一御丸御番ハ元合願ハ人数をゆへ検分迄は甲乙の吟味なく、追懸騎馬者出勤被申候、御本丸新御番之内も追懸騎馬出勤之衆ありと云共、新御番ハ初メ御前騎馬出勤之積り候故、此時之検分ハ番出不申候

(43) 同右。

(44) 同右。

(45) 同右(四)。

騎射場之図

(46) 同右。

一、壹番之組合、星付候場^江馬を立、鹿出候ハ、追掛ケ射留可申候、面々請取之場所迄追候ハ、夫々先きへハ不可參候、一へん追通候ハ、直^三馬立所^江立可申、代り之者ハ見合、星付之方へ可被參候、段々一番・二番・三番、順練^二可仕候

一、若し壹人計追懸射候時ハ、代り申間敷候、三人とも追懸候ハ、勿論、二人追懸射申候ハ、次之組と入替可申候

(47) 同右(一)。

(48) 同右。

御立場^江貝の声聞へ候を合図として、頭取の面々下知を加へ、列卒の者共或は矢声を立、又ハ御鉄炮の者共其組^レを下知して鉄炮但、玉なしを放ちて、鹿を追出候^{何れも踏留の、列卒ハ追入たる鹿をハ追懸騎馬を以て先を遮り、後を閉ちて}

御立場前^江と追出候

(49) 同右。

吉宗期以前、家康・秀忠・家光は各所において度々鹿狩を実施している。史書の類にはそれぞれの鹿狩についての記述が散見されるものの、吉宗期のごとく、勢子の人員・運用方法まで詳細に記録したものは見つけられなかった。この点については今後の課題としたいが、断片的に、勢子に家臣が含まれているということがわかる史料がある。以下、慶長十五年(二六一〇)閏二月の鹿狩(秀忠)と寛永十二年(二六三五)十月八日の鹿狩(家光)を取り上げて、それを検証する。

A 慶長十五年(二六一〇)閏二月の鹿狩

慶長十五年閏二月十日、二代將軍秀忠(在職一六〇五〜一六二三)は三河国田原(現愛知県田原市)において鹿狩を実施するため、駿府を發ち、同十四日に現地に着した。以後、二十四日に現地を出發するまでに断続的に鹿狩を実施している。この鹿狩に動員された勢子については、『台徳院殿御実紀』ほか、種々の史書は三河国・遠江国の諸士およそ二万人と伝えている。さて、同月十七日の鹿狩の最中、刃傷沙汰が勃發した。『台徳院殿

御実紀」(秀忠の年代記) 慶長十五年閏二月十七日の条にはこうある。

永井信濃守尚政が隊下の番士中川八兵衛某。岡部八十郎某と争闘に及ぶ。井伊掃部助直孝左備の隊長なりしが。馬に鞭あて速にはせよ。大竹の杖をふりあげて双方を押分る。其ひまに中川が従者岡部を討しかば。八兵衛某も死を賜ふ。騒動にも狩場の諸士法令を守り。一人も争闘のかたには面をむけし者もなく。隊伍みだれざる事。 御所法令のたくひなきさま誠美観なりとて。世以て称賛せりといふ。

事件の概要は右に引用した通りではあるが、例えば「当代記」には岡部・中川が秀忠の近習と書かれているなど、史書により細部に違いがある。ただし、鹿狩の最中に勢子を勤める岡部・中川が喧嘩をし、それが家臣を巻き込んだ刃傷沙汰になったという大筋は共通している。すなわち、吉宗期のごとく、家臣が狩場の外に置かれたとすれば、仮に兩名が喧嘩したとしても家臣がそれを知るのは時間を経ることであり、兩名の喧嘩がそのまま家臣を巻き込んだ刃傷沙汰に発展することはあり得ない。同日の鹿狩において、勢子を勤める幕臣が家臣を引き連れていたということが考えられる。

B 寛永十二年(一六三五)十月八日の鹿狩

寛永十二年十月七日、三代将軍家光(在職一六三三～一六五二)は武蔵国板橋(現東京都板橋区)において鹿狩を実施した。勢子は「大猷院殿御実紀」同日の条に「大番士弓鐵炮の輩は勢子の為。昨夜よりまかり」とある通り、大番番士と「弓鐵炮の輩」が勤めた。これに先立ち、同月六日、家光は老中兼小性組番頭の松平伊豆守信綱・阿部豊後守忠秋、目付新庄美作守直房・石谷十蔵貞清を現地に派遣した。その目的は、「大猷院殿御実紀」に「勢子立場割渡のため」、「大狩盛典」に「せこ立場応知行高可割渡之旨によつて也」とある通り、勢子を勤める者の知行高に応じて勢子に立つ場所を割り当てるためであった。知行高に応じた割り当てということは、知行高に応じた規模の家臣を狩場まで連れてくるということにほかなるまい。

仮に吉宗期のごとく家臣を狩場から排除したとすれば、知行高がどれだけであろうと、家臣をどれほど引き連れていようと、そのような割り当ては無意味である。また、阿部家の年代記である「公餘録」巻一には同日の鹿狩について、「忠秋公様御家中勢固式百四拾・足輕中間分勢固拾五人」との記述があり、大名家(阿部家は当時三万石)の家臣が鹿狩に動員されていることがわかる。

(49) 高橋典幸ほか『日本軍事史』吉川弘文館、二〇〇六年、二六〇～二八八頁。該当箇所は保谷(熊澤)徹の執筆による。

(50) 前掲(41)、(一)。

左右各三組、一・二・三番之次第を定め、御立場の御招きの白布を振て、合図の有に随て、代々追入候何れも約束の場所にて追留申、然所に出る候故、諸組入り感、事なし、然所に鹿の出ること夥敷、五百三百打群く出きたるに依て、左右の六組入乱れ、打交りて或ハ網へ追入れ、或ハ突留候、但臨時の御下知有に依てとなり、其内、馬上より鏢付るもあり、多ハおり立て鏢付候、追懸騎馬の面々も、初ハ鹿鏢を口附之者に渡し置、一向馬上にてのミ鹿を追候処に、漸く鹿も多く群れ出、四方の列卒に追疲かされ候ゆへ、各鏢を馬上に取て、或ハ突伏、又ハ乗倒候、是又兼面の御下知なり、

(51) 同右。

(52) 同右。

御上茂初より御馬上遊され、御前騎馬教拾騎被 召れ候而、御采幣を打振てかけ引の御下知透間なし此節 御立場に存候御招、式本共、御鷹匠之者持参仕、御馬乃、其内に 御鎗にて鹿共 御留め被遊候に、何れも只一鏢にて留り候故、御獲夥敷候ひしか共、元分 御突捨に被遊候故、其数ハ不相知候

(53) 前掲(39)、三四七～三五〇頁。

(54) 『御遊獵細記』(三)

弓射ル小十人、十七人
大渡四郎三郎 土屋文右衛門 齋藤半太郎

小林平十郎 美濃部七十郎 建部伊織

関司文助 深沢惣太郎 飯田茂八郎

真方五平二 石井半四郎 井上長三郎

沢四郎左衛門 神尾五郎右衛門 吉田藤蔵

小宮山新八郎

右之分、勢子相勤、弓御用時分ハ弓相勤申候、右勤之間ハ並之立場ニ竹鐘持罷在、弓被 仰付候節、頭老人差添罷有候^前弓相勤候

原因は不明であるが、一名分の脱落がある。

(55) 『大狩盛典』(百三十六)

御当日勤方

一、小金 御立場^江罷越候刻限、夜七ツ時出立、一之印迄立並、御相図

五拾目筒玉なしニツ打、其次五ツ打候を承り、百人組久貝忠右衛門・

舟越五郎右衛門打、御持松田善右衛門・小野次郎右衛門方より打、

其次山川安左衛門・逸見源兵衛段々打、佐々木五郎右衛門組^二打、

勢子声立、式番杭^江詰申候、夫より御相図吹貫出、又鉄砲百人組よ

り段々打立、五郎右衛門組^二打仕廻、勢子声^二杭^江詰寄、備立

並申候、夫より鹿参り候得^者、与力・同心竹杖^二御立場之方^江追帰

し申候

(56) 『柳營日記』享保十一年三月二十四日の条

一、番頭ハ印西之木戸^二御目見、直^二屯所^江罷越、組頭^者組中召連、

御成之屯所^江相詰、歩行立にて可罷在事、何も竹柄之鎗致持参、御

差図次第御網之際^江一並^二詰寄セ、一行^二立並、御網内より追出し候

鹿突可申候、其後御相図次第御書院方^者人替り、屯所柄引取可申事

〔中略〕

一、大御番・御書院番・御小性組、替々幾度も御差図次第入替相勤可申

候

『御遊獵細記』(一)

一、歩行立始の相図 白麿

但シ貝吹候已後、此麿をふり候筈、但シ円形ニ振候筈

答、太鼓、組切ニ静ニ打、立場迄一文字に立並、早々打候節ハ網際へ

詰寄、鹿突留可申候、右ハ何篇も同前

『御遊獵細記』(三)

一、屯所^二有之内、御成前御番順^二被並居、御相図次第絵図之通歩行にて御網之外^江相詰、追出候鹿突留可被申候、尤鹿参掛り候ハ、其組切に列を乱し不申、突留可被申候、此以後御小性組働之内、此方へ御相図次第太鼓可申候間、押出し可被申候、幾篇も右之通可被得其

意候事

〔中略〕

一、御相図之麿相見^江候ハ、森川下総守致差図、御太鼓三拍子打せ可申候間、最前絵図にて申達候通、屯所^へ人数操出し、御網之外一列立並可申候、右之通立並候上、御網開き鹿追出し候^而、御網しまり申候、右之御網のしまり申候ヲ相図^二下総守致差図、四拍子^二御太鼓

はやめ打七候間、御網際へ詰寄セ鹿を突留可被申候、尤此時ハ入乱候儀も可有之候、擬右之通突候^而、大概済候時分見合、番頭・組頭切^二可致差図候間、元立候所^二え人数集まり可申候、但シ纏ハ最前立

置候所^二其俣差置候事、右之通人数立直り、其後御書院番立並候ハ、見合候て、小堀備中守以麿可致差図候間、先達^而申達候通絵図一組

〈^二立並之順、最前申達候趣に、左^二書付之通り可被心得候

(57) 高見澤美紀「寛政期における小金御鹿狩と幕臣団」『関東近世史研究』(四十五)、一九九九年、一〇〇〜五五頁。

(58) 前掲(49)、二三三〜二三五頁。

(59) 前掲(39)、三五〇〜三六〇頁。

(60) 『大狩盛典』(九十)

一、鹿出候様子^二寄、御立場^而御相図^二白布一文字^二振候を見請候ハ、

双方^二之手^一の^一行^二乗出し、目印之^一麿^二乗合、三ノ手^一の^一拍子木打合、騎射場四本松より式拾間程手前^二行^三乗留、立切可罷在、御網内鹿の様子を見切、番頭麿を掛、御書院方・御小性組、左右^二乗別れ、立場^一引取、始之通馬立罷在、又白布一文字御相図有之候ハ、何篇も前書同様相心得、尤引候節、鹿入来候ハ、半引返し同断、立切可申候、其後白布御相図右輪^二振候ハ、騎射相済候^一心得、これ^一御相図無之候間、鹿御網^二入様子^一寄、如初目印之^一麿^二乗合、拍子木打直^二拍子木番少し先^一乗、一統乗出し、御網狭く成候所を曲尺^二左右^一の拍子木打合、此所^二不乗留、乍乗^一騎挟^二乗拔、拾六騎ツ、二側^二成、直^三御立場脇網^一乗詰、前之六拾騎^二三拾騎ツ、入替り、鹿突留可申候、御網^二追詰乗留^一曲尺^一合者、御立場之方先^二乗留可申候、是に随ひ御網之方ハ何^二も格好^一不拘、御網^二乗附、乗留可申事、追留候鹿、皆突留候ハ、御書院番方・御小性組方、三行ツ、^二成、左右^一引別れ、無遅速様双方見合引取、立場^二罷在、又鹿入来様子次第、何篇も右之通進退相働、鹿突留可申候、尤引取候半^二鹿入来候ハ、此所^二乗合、又追詰突留可申候

(61) 同右。

一、始御相図之鉄炮相聞、列卒声立、猪鹿出候様子^二随ひ勢子内一盃^一追懸ケ御狩場内^二追込候様可仕候、尤組合限り働追込候計^二無之、鹿之様子次第、^二手余り候様子^一候ハ、式組合^二も三組合^一も落合候^二追込可申候

但、鹿を取巻乗包候儀^一無之事^二、御網内^二追込候計之事^一有之候事

〔中略〕

一、御網内^二鹿多追込候節、駈騎馬乗込、御網内^二立切罷在候共、其立切を洩出候も可有之候間、右様之節、追懸騎馬御網^二居合候^一、駈騎馬を洩候鹿、御網外^二不出候様、獸道之口^二乗切罷在可然候、尤此儀^一

時^二取見計之事^一、強^二規定之儀^一無之候事
〔中略〕

一、追懸騎馬之儀^一始終鹿追込候儀、專^二候得共、品^一寄り御指図可有之候間、鹿鎧之義も用意致百姓為持置可申候

※翻刻史料に付された読点・中黒・傍注などはすべて本論筆者によるものである。また、原則として旧字体は新字体に改めた。

参考文献

笠谷和比古「習俗の法制化」『岩波講座日本通史』(十三)所収、岩波書店、一九九四年／同『徳川吉宗』筑摩書房、一九九五年／大石慎三郎「享保の改革」『日本歴史大系』(三三)、山川出版社、一九八八年／大石学「吉宗と享保の改革」東京堂出版、初版一九九五年・改訂二〇〇一年／同「享保改革と社会変容」『日本の時代史』(十六)、吉川弘文館、二〇〇三年／高整利彦「一八世紀の日本——泰平のなかの転換」『岩波講座日本通史』(十三)、岩波書店、一九九四年／辻達也「享保改革の研究」創文社、一九六三年

付記

本論の投稿後、日文研共同研究会「徳川社会と日本の近代化——一七世紀—一九世紀における日本の文化状況と国際環境」(代表・笠谷和比古)において、吉宗の武芸奨励についての発表を行い、小金原鹿狩をはじめとする吉宗の狩猟も論点の一つとして取り上げた(平成二十六年三月三日)。その際、鷹狩や追鳥狩、鹿狩といった別種の狩猟はそれぞれ分けて考察すべきではないかとの指摘があった。本論にあっても、狩猟の種別ごとの分析はしていない。しかしながら、

本論で論じた通り、鷹狩や追鳥狩が当初は未熟な勢子運用で実施されていたこと、小金原鹿狩がそれまでの種々の狩猟の経験を土台とせねば到底実現不可能なものであったことなどを鑑みれば、種々の狩猟における勢子運用を一連の流れとして論じることの意味はあると考える。ただし、種々の狩猟をそれぞれに論じていくことが、分析の精密さを増す上で必要不可欠であることも論を俟たない。今後の研究に活かしていきたい。

別表 吉宗期の狩猟

No.	元号 年	西暦	月	日	狩猟種別
1	享保 2	1717	5	11	鷹狩
2	享保 2	1717	5	18	鷹狩
3	享保 2	1717	7	26	鷹狩
4	享保 2	1717	10	11	鷹狩
5	享保 2	1717	11	2	狩猟
6	享保 2	1717	11	7	狩猟
7	享保 2	1717	11	13	鷹狩
8	享保 2	1717	11	26	狩猟
9	享保 2	1717	12	4	鷹狩
10	享保 2	1717	12	11	鷹狩
11	享保 2	1717	12	13	狩猟
12	享保 2	1717	12	19	狩猟
13	享保 2	1717	12	27	鷹狩
14	享保 3	1718	1	12	鷹狩
15	享保 3	1718	1	22	鷹狩
16	享保 3	1718	1	27	狩猟
17	享保 3	1718	1	29	鷹狩
18	享保 3	1718	2	7	鷹狩
19	享保 3	1718	2	13	狩猟
20	享保 3	1718	2	19	鷹狩
21	享保 3	1718	2	27	狩猟
22	享保 3	1718	3	2	鷹狩
23	享保 3	1718	3	13	追鳥狩
24	享保 3	1718	4	2	狩猟
25	享保 3	1718	8	2	鷹狩
26	享保 3	1718	8	15	鷹狩
27	享保 3	1718	10	27	追鳥狩
28	享保 3	1718	閏10	15	鷹狩
29	享保 3	1718	閏10	21	鷹狩
30	享保 3	1718	11	4	鷹狩
31	享保 3	1718	11	21	狩猟
32	享保 3	1718	12	5	鷹狩
33	享保 3	1718	12	19	鷹狩
34	享保 4	1719	1	12	鷹狩
35	享保 4	1719	1	25	狩猟
36	享保 4	1719	1	29	鷹狩
37	享保 4	1719	2	2	狩猟
38	享保 4	1719	2	11	鷹狩
39	享保 4	1719	3	1	追鳥狩
40	享保 4	1719	3	28	鷹狩
41	享保 4	1719	4	21	鷹狩
42	享保 4	1719	4	25	鷹狩
43	享保 4	1719	7	19	鷹狩
44	享保 4	1719	7	23	狩猟
45	享保 4	1719	7	26	鷹狩
46	享保 4	1719	9	13	鷹狩
47	享保 4	1719	9	18	狩猟
48	享保 4	1719	9	29	鷹狩
49	享保 4	1719	10	16	狩猟
50	享保 4	1719	10	21	鷹狩
51	享保 4	1719	11	6	狩猟
52	享保 4	1719	11	21	鷹狩
53	享保 4	1719	11	26	狩猟
54	享保 4	1719	11	29	鷹狩
55	享保 4	1719	12	7	狩猟
56	享保 4	1719	12	19	狩猟
57	享保 4	1719	12	23	狩猟
58	享保 5	1720	1	4	鷹狩
59	享保 5	1720	1	12	鷹狩
60	享保 5	1720	1	22	鷹狩
61	享保 5	1720	1	29	鷹狩
62	享保 5	1720	2	13	狩猟
63	享保 5	1720	2	27	鷹狩
64	享保 5	1720	3	27	鷹狩
65	享保 5	1720	4	23	鷹狩
66	享保 5	1720	7	29	鷹狩
67	享保 5	1720	8	11	狩猟
68	享保 5	1720	10	16	鷹狩
69	享保 5	1720	10	19	狩猟
70	享保 5	1720	10	25	鷹狩
71	享保 5	1720	11	6	狩猟
72	享保 5	1720	11	18	鷹狩
73	享保 5	1720	11	26	鷹狩
74	享保 5	1720	12	6	鷹狩
75	享保 5	1720	12	12	鷹狩
76	享保 5	1720	12	23	鷹狩
77	享保 6	1721	1	12	狩猟
78	享保 6	1721	2	3	鷹狩
79	享保 6	1721	2	6	※出遊
80	享保 6	1721	2	13	鷹狩
81	享保 6	1721	2	25	狩猟
82	享保 6	1721	3	1	狩猟
83	享保 6	1721	3	18	鷹狩
84	享保 6	1721	3	25	鷹狩
85	享保 6	1721	4	27	※出遊
86	享保 6	1721	5	3	狩猟
87	享保 6	1721	閏7	19	鷹狩
88	享保 6	1721	9	15	狩猟

No.	元号 年	西暦	月	日	狩猟種別
89	享保 6	1721	9	21	鷹狩
90	享保 6	1721	9	23	鷹狩
91	享保 6	1721	10	29	鷹狩
92	享保 6	1721	11	11	狩猟
93	享保 6	1721	11	16	鷹狩
94	享保 6	1721	11	23	狩猟
95	享保 6	1721	12	3	鷹狩
96	享保 7	1722	1	21	鷹狩
97	享保 7	1722	2	3	狩猟
98	享保 7	1722	2	16	狩猟
99	享保 7	1722	3	18	追鳥狩
100	享保 7	1722	4	11	鷹狩
101	享保 7	1722	8	5	狩猟
102	享保 7	1722	9	11	鷹狩
103	享保 7	1722	9	18	鷹狩
104	享保 7	1722	9	27	狩猟
105	享保 7	1722	9	29	鷹狩
106	享保 7	1722	10	9	鷹狩
107	享保 7	1722	10	12	鷹狩
108	享保 7	1722	10	18	鷹狩
109	享保 7	1722	11	2	鷹狩
110	享保 7	1722	11	19	鷹狩
111	享保 7	1722	11	25	狩猟
112	享保 7	1722	12	3	狩猟
113	享保 8	1723	1	5	狩猟
114	享保 8	1723	2	11	狩猟
115	享保 8	1723	3	5	狩猟
116	享保 8	1723	3	11	鷹狩
117	享保 8	1723	3	22	猪狩(鹿狩)
118	享保 8	1723	4	11	狩猟
119	享保 8	1723	7	18	※出遊
120	享保 8	1723	8	3	鷹狩
121	享保 8	1723	8	13	鷹狩
122	享保 8	1723	9	21	狩猟
123	享保 8	1723	9	27	※出遊
124	享保 8	1723	10	3	鷹狩
125	享保 8	1723	10	11	狩猟
126	享保 8	1723	10	16	狩猟
127	享保 8	1723	10	23	鷹狩
128	享保 8	1723	11	6	狩猟
129	享保 8	1723	11	16	鷹狩
130	享保 8	1723	12	11	鷹狩
131	享保 9	1724	1	12	鷹狩
132	享保 9	1724	1	21	鷹狩

No.	元号 年	西暦	月	日	狩猟種別
133	享保 9	1724	2	13	鷹狩
134	享保 9	1724	4	11	鷹狩
135	享保 9	1724	閏 4	4	鷹狩
136	享保 9	1724	7	15	狩猟
137	享保 9	1724	7	22	鷹狩
138	享保 9	1724	9	18	猪狩(鹿狩)
139	享保 9	1724	10	2	鷹狩
140	享保 9	1724	10	5	鷹狩
141	享保 9	1724	10	7	鷹狩
142	享保 9	1724	10	22	狩猟
143	享保 9	1724	10	27	※出遊
144	享保 9	1724	11	3	※出遊
145	享保 9	1724	11	12	鷹狩
146	享保 9	1724	11	27	※出遊
147	享保 9	1724	12	11	鷹狩
148	享保 9	1724	12	21	※出遊
149	享保 10	1725	1	4	鷹狩
150	享保 10	1725	1	12	狩猟
151	享保 10	1725	1	23	狩猟
152	享保 10	1725	2	6	狩猟
153	享保 10	1725	2	12	狩猟
154	享保 10	1725	3	13	狩猟
155	享保 10	1725	3	27	小金原鹿狩
156	享保 10	1725	4	18	狩猟
157	享保 10	1725	7	23	鷹狩
158	享保 10	1725	8	28	鷹狩
159	享保 10	1725	9	22	鷹狩
160	享保 10	1725	10	6	鷹狩
161	享保 10	1725	10	12	鷹狩
162	享保 10	1725	10	27	鷹狩
163	享保 10	1725	11	9	鷹狩
164	享保 10	1725	11	12	鷹狩
165	享保 10	1725	11	26	鷹狩
166	享保 10	1725	12	12	鷹狩
167	享保 11	1726	1	22	鷹狩
168	享保 11	1726	2	5	狩猟
169	享保 11	1726	3	27	小金原鹿狩

注：『有徳院殿御実紀』、『柳営日次記』から作成した。
 狩猟の種別が不明な場合は「狩猟」とした。
 「出遊」とある場合でも狩猟に転じることがあるので抽出対象とした。
 太字は本論で取り上げた事例である。